

原子力規制委員会 殿

(担当者  所属 総務 G 電話 029-266-2131)

原子力事業所の名称及び場所	日本核燃料開発株式会社 茨城県東茨城郡大洗町成田町 2163 番地
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	核燃料物質の使用の許可 昭和 49 年 7 月 25 日
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	平成 25 年 3 月 15 日
協議した都道府県知事及び市町村長	茨城県知事及び大洗町長
予定される要旨の公表の方法	弊社ホームページに要旨を掲載

- 2 協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

原子力事業者防災業務計画

平成 25 年 3 月

日本核燃料開発株式会社

目次

第1章 総則	1
第1節 原子力事業者防災業務計画の目的	1
第2節 定義	1
1. 原子力災害	1
2. 原子力緊急事態	1
3. 原子力災害予防対策	1
4. 緊急事態応急対策	1
5. 原子力災害事後対策	2
6. 原子力事業者	2
7. 原子力事業所	2
8. 指定行政機関	2
9. 指定地方行政機関	2
10. 核燃料物質等	3
11. 使用施設の運転等	3
12. 原子力災害対策活動	3
13. 原子力防災組織	3
14. 原子力防災要員	3
15. 防災本部要員	3
16. 原子力防災管理者	3
17. 副原子力防災管理者	4
18. 関連法令	4
第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想	4
1. 原子力災害予防対策の実施	5
2. 緊急事態応急対策等の実施	5
3. 原子力災害事後対策の実施	5
第4節 原子力事業者防災業務計画の運用	5
第5節 原子力事業者防災業務計画の修正	5
第2章 原子力災害予防対策の実施	6
第1節 防災体制	6

1. 防災本部の設置	6
2. 原子力防災組織	7
3. 原子力防災管理者・副原子力防災管理者の職務	7
第2節 原子力防災組織の運営	8
1. 通報連絡体制及び情報連絡体制	8
(1) 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報連絡体制	8
(2) 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の通報連絡体制	9
2. 非常事態の宣言及び解除	9
(1) 非常事態の宣言	9
(2) 防災本部要員の非常招集	9
(3) 防災本部の設置	9
(4) 非常事態の解除	9
3. 権限の行使	10
第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備	10
1. 敷地境界付近の放射線測定設備の設置及び検査等	10
2. 原子力防災資機材の整備	11
3. 原子力防災資機材以外のその他の資機材の整備	12
第4節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備	12
1. オフサイトセンター及び原子力規制庁緊急時対応センター内に設置された事業者 ブースに備え付ける資料	12
2. 事業所に備え付ける資料	12
第5節 原子力災害対策活動で使用・利用する施設及び設備等の整備・点検	12
1. 防護本部室	13
2. 避難場所	13
3. 風向風速計	13
4. 放送装置	13
5. 緊急被ばく医療施設等	13
第6節 防災教育の実施	14
第7節 防災訓練の実施	14
1. 事業所における訓練	14

2. 国又は地方公共団体が実施する訓練.....	1 4
第8節 関係機関との連携.....	1 5
1. 国との連携.....	1 5
2. 地方公共団体との連携.....	1 5
3. 地元防災関係機関等との連携.....	1 6
4. 国、県、市町村等との連携.....	1 6
第9節 周辺住民に対する平常時の広報活動.....	1 6
第10節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する予防対策.....	1 6
第3章 緊急事態応急対策等の実施.....	1 7
第1節 通報及び連絡.....	1 7
1. 通報の実施.....	1 7
2. 非常事態の宣言.....	1 8
3. 情報の収集と提供.....	1 8
4. 社外関係機関との連絡方法.....	1 9
5. 電話回線の確保.....	1 9
第2節 応急措置の実施.....	1 9
1. 警備及び避難誘導.....	1 9
(1) 避難場所等の指定.....	1 9
(2) 避難の周知.....	1 9
(3) 事業所敷地外への避難.....	1 9
(4) 事業所への入域制限.....	2 0
2. 放射能影響範囲の推定.....	2 0
3. 緊急被ばく医療.....	2 0
(1) 救助活動.....	2 0
(2) 医療活動.....	2 0
(3) 二次災害防止に関する措置.....	2 0
4. 消防活動.....	2 0
5. 汚染拡大の防止.....	2 1
6. 線量評価.....	2 1
7. 広報活動.....	2 1

8. 応急復旧	2 1
(1) 施設及び設備の整備並びに点検	2 1
(2) 応急の復旧対策	2 1
9. 原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置	2 2
10. 資機材の調達及び輸送	2 2
11. 事業所外運搬に係る事象の発生における措置	2 2
12. 応急措置の実施報告	2 3
13. 原子力防災要員の派遣等	2 3
14. 危険時の措置	2 3
第3節 緊急事態応急対策	2 3
1. 該当事象発生時の報告	2 3
2. 原子力災害合同対策協議会等との連絡報告	2 3
3. 応急措置の継続実施	2 4
4. 事業所外運搬事故における対策	2 4
5. 原子力防災要員等の派遣等	2 4
6. 事故発生初期における避難要請	2 5
第4章 原子力災害事後対策	2 5
第1節 事業所の対策	2 5
1. 復旧対策	2 5
2. 被災者の相談窓口の設置	2 5
3. 非常事態の解除	2 6
4. 原因究明と再発防止対策の実施	2 6
5. 地域の除染及び廃棄物の処理	2 6
6. 被災者の生活支援	2 6
第2節 原子力防災要員の派遣等	2 6
第5章 その他	2 7
第1節 他の原子力事業者への協力	2 7

第1章 総則

第1節 原子力事業者防災業務計画の目的

この原子力事業者防災業務計画（以下「この計画」という。）は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の規定に基づき、日本核燃料開発株式会社（以下、「事業所」という。）における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務を定め、原子力災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

第2節 定義

この計画において次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

1. 原子力災害

原子力緊急事態により、公衆の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

2. 原子力緊急事態

使用施設の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所の敷地外（ただし、原子力事業所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあっては当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。

3. 原子力災害予防対策

原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策（原子力災害が発生した際に必要となる防災体制及び資機材の整備等の対策を含む。）をいう。

4. 緊急事態応急対策

原子力災害対策特別措置法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害

が生ずる蓋然性を含む。)の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。

5. 原子力災害事後対策

原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき同法第2条第2項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。

6. 原子力事業者

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。）第52条第1項の規定に基づく使用の許可を受けた者、その他の原子力災害対策特別措置法第2条第3号に規定する者をいう。

7. 原子力事業所

使用施設の運転等を行う事業所又は工場をいう。

8. 指定行政機関

国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する国の行政機関及び同法第8条から第8条の3までに規定する機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。（内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会及び防衛省）

9. 指定地方行政機関

指定行政機関の地方支分部局（国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。（沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、水戸原子力事務所、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空

局，管区气象台，沖縄气象台，管区海上保安本部，地方環境事務所及び地方防衛局)

10. 核燃料物質等

核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（核分裂生成物を含む）をいう。

11. 使用施設の運転等

原子力損害の賠償に関する法律施行令（昭和37年政令第44号）第1条に基づく核燃料物質の使用並びにこれらに付随して行う核燃料物質又は核燃料物質等の運搬又は貯蔵をいう。

12. 原子力災害対策活動

非常事態宣言発令時に原子力災害の発生又は拡大を防止し，若しくは原子力災害の復旧を図るために実施する活動をいう。

13. 原子力防災組織

原子力災害対策特別措置法第8条第1項の規定に基づき事業所に設置され，原子力災害対策活動を行う組織をいう。

14. 原子力防災要員

原子力災害対策特別措置法第8条第3項の規定に基づき原子力防災組織に置かれ，原子力災害対策活動を行う要員（ただし，同第8条第4項の規定に基づき原子力規制委員会等に届け出ている要員に限る。）をいう。

15. 防災本部要員

原子力防災管理者及び副原子力防災管理者，原子力防災要員，原子力防災要員の補佐を行う要員をいう。

16. 原子力防災管理者

原子力災害対策特別措置法第9条第1項の規定に基づき選任され，事業所においてその原子力防災組織を統括管理する者をいう。

17. 副原子力防災管理者

原子力災害対策特別措置法第9条第3項の規定に基づき選任され、原子力防災組織の統括について原子力防災管理者を補佐する者をいう。

18. 関連法令

この計画で準拠する法令は以下の通りである。

- ① 法：原子力災害対策特別措置法（平成11年法律156号）
- ② 政令：原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）
- ③ 原子力事業者防災業務計画等に関する省令：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令（平成24年9月19日 文部科学省 経済産業省令第4号）
- ④ 通報すべき事象等に関する省令：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令（平成24年9月19日 文部科学省 経済産業省令第2号）
- ⑤ 事業所外運搬に係る事象等に関する省令：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令（平成24年9月19日 省令文部科学省 経済産業省 国土交通省令第2号）
- ⑥ 緊急事態応急対策等拠点施設等に関する省令：原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する省令（平成24年9月19日 文部科学省 経済産業省令第3号）

第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想

原子力災害の発生を未然に防止するためには、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づき、施設の設計、建設及び運転の各段階、並びに事業所外運搬において、各種の安全確保に万全を期することが第一である。特に運転の段階においては、運転管理及び臨界管理等に関する定められた事項を遵守することが原子力災害を予防する上で重要であるが、これらについては、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく保安規定に記載されているため、この計画の範疇から除外している。

従って、この計画では、原子力災害対策の遂行に資するため、次に掲げる各段階におけ

る諸施策について定めるものとする。

1. 原子力災害予防対策の実施

周到かつ十分な予防対策を行うため、事前の体制整備、原子力防災資機材の整備、防災教育及び防災訓練の実施等。

2. 緊急事態応急対策等の実施

迅速かつ円滑な応急対策を行うため、特定の事象発生時の通報、非常事態の宣言、情報の収集と伝達、応急措置の実施、緊急事態応急対策の実施及び関係機関への原子力防災要員派遣等。

3. 原子力災害事後対策の実施

適切かつ速やかな災害復旧対策を行うため、原子力災害事後対策の実施、原子力災害地域復旧のための関係機関への原子力防災要員派遣等。

第4節 原子力事業者防災業務計画の運用

この計画の運用にあたっては、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策等及び原子力災害事後対策の各段階において茨城県地域防災計画、大洗町地域防災計画と整合を図り、諸施策が一体的かつ有機的に実施されるよう留意する。

原子力防災管理者、副原子力防災管理者を含む事業所の防災本部要員は、平常時から、原子力災害対策活動等について理解しておくとともに緊急時には、この計画に従い、円滑かつ適切な原子力災害対策活動を遂行するものとする。

第5節 原子力事業者防災業務計画の修正

原子力防災管理者は、毎年この計画に検討を加え、当該検討の内容及び結果（修正が必要か否かを問わず）を茨城県及び大洗町の原子力防災担当課長、原子力防災専門官あて報告する。また、この計画を修正する場合には、次のとおりとする。

1. 原子力防災管理者は、この計画を修正しようとするときは、茨城県地域防災計画、及び大洗町地域防災計画に抵触するものでないことを確認し、原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。
2. この計画を修正しようとするときは、あらかじめ茨城県知事及び大洗町長と協議しなければならない。この協議は、この計画を修正しようとする日の60日前までに、社長により茨城県知事、及び大洗町長にこの計画の案を提出して行うものとする。この場合において、この計画を修正しようとする日を明らかにするものとする。
3. この計画を修正した場合、社長より内閣総理大臣、原子力規制委員会に速やかに様式第1に定める届出書により、届け出るとともに、その要旨を公表する。また、届出書の写し及び公表した要旨を、茨城県及び大洗町の原子力防災担当課長あて報告する。
4. 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事及び大洗町長から、この計画の作成又は修正に関する事項について報告を求められたときに報告できるよう、作成及び修正の履歴を保存しておく。

第2章 原子力災害予防対策の実施

第1節 防災体制

1. 防災本部の設置

原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、次表に示すとおり非常事態を宣言し、防災本部を設置する。

発生事象	災害区分
別表第 1 の事象が発生し、原子力防災管理者が原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報を行ったとき	非常事態

2. 原子力防災組織

社長は、事業所に原子力防災組織を設置する。

(1) 事業所原子力防災組織

- a. 原子力防災組織は、別図第 1 に定める業務分掌に基づき、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な活動を行う。
- b. 原子力防災管理者は、原子力防災組織に原子力防災要員を置く。原子力防災要員は原子力災害が発生した場合、直ちに別表第 3 に定める業務を行う。
- c. 原子力防災管理者は、原子力防災要員を置いた場合又は変更した場合、社長より原子力規制委員会、茨城県知事及び大洗町長に様式第 2 の届出書により原子力防災要員を置いた日又は変更した日から 7 日以内に届け出る。
- d. 原子力防災管理者は、原子力防災要員のうち、派遣要員をあらかじめ定めておく。
派遣要員は、次に掲げる職務を実施する。
 - ① 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策への協力
 - ② 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する原子力災害事後対策への協力
 - ③ 他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策への協力
- e. 原子力防災管理者は、原子力規制委員会、茨城県知事及び大洗町長から、原子力防災組織及び原子力防災要員の状況について報告を求められたときはこれを行う。
- f. 原子力防災管理者は、原子力防災組織に原子力防災要員の補佐要員を置く。

3. 原子力防災管理者・副原子力防災管理者の職務

(1) 原子力防災管理者の職務

原子力防災管理者は、社長とし、原子力防災組織を統括管理するとともに、次に掲げる職務を行う。

- a. 別表第1の事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに別図第2に示す箇所へ通報し、非常事態を宣言する。
- b. 非常事態を宣言した場合、直ちに防災本部要員を招集し、原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行わせるとともに、その概要を別図第3に示す箇所へ報告する。
- c. 原子力災害対策特別措置法第11条第1項に定められた放射線測定設備を設置し、及び維持し、同条第2項に定められた放射線障害防護用器具、非常用通信機器その他の資材又は機材を備え付け、随時、保守点検する。
- d. 原子力規制委員会、茨城県知事及び大洗町長から、原子力防災管理者及び副原子力防災管理者の状況について報告を求められたときはこれを行う。
- e. 防災本部要員に対し定期的に原子力緊急事態に対処するための防災訓練及び防災教育を実施する。

(2) 副原子力防災管理者の職務

副原子力防災管理者は次に掲げる職務を行う。

- a. 原子力防災組織の統括について原子力防災管理者を補佐する。
- b. 原子力防災管理者が不在の時には、その職務を代行する。
- c. 副原子力防災管理者は、グループリーダー以上の職位から選任する。

(3) 原子力防災管理者又は副原子力防災管理者を選任又は解任した場合、社長より内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事及び大洗町長に7日以内に様式第3の届出書により届け出る。また、併せて、原子力防災管理者不在時の副原子力防災管理者の代行順位を記載した原子力防災管理者・副原子力防災管理者一覧を、様式第10により届け出る。

第2節 原子力防災組織の運営

1. 通報連絡体制及び情報連絡体制

(1) 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報連絡体制

原子力防災管理者は、別表第1に該当する事象の発生について通報を受けたとき、又

は自ら発見したときに際し、別図第2に定める通報連絡体制を整備しておくものとする。

また、原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事及び大洗町長から、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報について報告を求められたときに、報告できるようにしておくものとする。

(2) 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の情報連絡体制

a. 防災本部と社外関係機関との連絡体制

原子力防災管理者は、原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報を行った後の社外関係機関への報告及び連絡については別図第3に定める連絡体制を整備しておくものとする。

b. 社内の情報連絡体制

社内の情報連絡体制は、別図第4に定めるとおりとする。

2. 非常事態の宣言及び解除

(1) 非常事態の宣言

原子力防災管理者は、別表第1の事象が発生した場合、別図第5に定める連絡経路により非常事態を宣言する。

(2) 防災本部要員の非常招集

原子力防災管理者は、事業所における非常事態宣言発令時（非常事態宣言発令が予想される場合を含む）に社内放送又は非常順次通報装置等を使用し、別図第5に定める連絡経路により、防災本部要員を事業所の防護本部室等に非常招集する。なお、原子力防災管理者は、あらかじめ防災本部要員の連絡先を記載した名簿を作成整備しておく。

(3) 防災本部の設置

a. 原子力防災管理者は、非常事態が宣言された場合、速やかに、事業所の防護本部室に防災本部を設置する。

b. 防災本部は、別図第1に示す組織で構成する。

c. 原子力防災管理者は、防災本部長としてその職務を遂行する。

(4) 非常事態の解除

原子力防災管理者は、次に掲げる状態となった場合、関係機関と協議し非常事態を解除する。

- a. 原子力災害対策特別措置法第15条第4項に基づく内閣総理大臣による原子力緊急事態解除宣言が行われた場合。
- b. 原子力災害対策特別措置法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言の発令に至らず、原子力災害の原因の除去及び被害範囲の拡大防止の措置を行い、事象が収束している場合。

原子力防災管理者は、非常事態を解除したときは、防災本部を廃止する。

原子力災害対策特別措置法第15条第4項の原子力緊急事態解除宣言が行われた後においても、原子力災害事後対策に必要であると原子力防災管理者が判断した場合は、非常事態を継続することができる。

3. 権限の行使

- (1) 非常事態が宣言された場合、事業所の原子力災害対策活動に関する一切の業務は、防災本部のもとで行う。
- (2) 原子力防災管理者は、非常事態が宣言された場合、防災本部長として、職制上の権限を行使して活発に原子力災害対策活動を行う。ただし、権限外の事項であっても、緊急に実施する必要があるものについては、臨機の措置をとることとする。

第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備

1. 敷地境界付近の放射線測定設備の設置及び検査等

原子力防災管理者は、原子力災害対策特別措置法第11条第1項に基づき、以下の仕様の放射線測定設備（以下「モニタリングポスト」という。）を別図第6に定めるとおり整備し、次に掲げる検査等を実施する。

- ・ 検出器の種類 ①NaI シンチレータ
②電離箱
- ・ 測定範囲 ①自然放射線レベル～10 μ Gy
②0.01～100mGy

- (1) モニタリングポストの検出部、表示及び記録装置その他の主たる構成要素の外観において放射線量の適正な検出を妨げるおそれのある損傷がない状態とする。
- (2) モニタリングポストを設置している地形の変化その他の周辺環境の変化により、放

放射線の適正な検出に支障を生ずるおそれのある状態とならないようにする。

- (3) 毎年1回以上定期的にモニタリングポストの較正を行うとともに、外観点検、動作確認及び性能点検を実施する。
- (4) モニタリングポストが故障等により監視不能となった場合、他のモニタリングポストを監視する等の代替手段を講ずるとともに速やかに修理する。
- (5) モニタリングポストを新たに設置したとき又は変更したときは、社長より内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事及び大洗町長に7日以内に様式第4に定める届出書により届け出る。
- (6) モニタリングポストを新たに設置したとき又は変更したときは、原子力災害対策特別措置法第11条第5項の検査を受けるため、(5)の現況届と併せて、次に掲げる事項を記載した申請書を社長より内閣総理大臣、原子力規制委員会に提出する。
 - a. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - b. 放射線測定設備を設置した原子力事業所の名称及び所在地
 - c. 検査を受けようとする放射線測定設備の数及びその概要
- (7) モニタリングポストにより測定した放射線量を記録計により記録し、1年間保存する。また、モニタリングポストにより測定した放射線量については各種の手段により公表する。茨城県が整備する環境放射線テレメータシステムへ環境放射線データや放出源情報等を提供するための設備等の整備・維持を要請された場合、それに協力する。
- (8) 内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事及び大洗町長から、モニタリングポストの状況、若しくはモニタリングポストにより検出された放射線量の数値の記録又は公表に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。

2. 原子力防災資機材の整備

原子力防災管理者は、原子力災害対策特別措置法第11条第2項に規定される原子力防災資機材に関して次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 必要な原子力防災資機材を確保し、定期的に保守点検を行い、外観検査や機能検査等により常に使用可能な状態に整備・維持するとともに、その操作の習熟に努める。原子力防災資機材の保管場所や員数、詳細な保守点検については、当社規程「原子力防災資機材等の保守点検要領」に定めるものとする。

(2) 原子力防災資機材に不具合が認められた場合、代替品を補充するか速やかに修理することにより必要数量を確保する。

(3) 原子力防災資機材を備え付けたときは、社長より内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事及び大洗町長に7日以内に様式第5に定める届出書により届け出る。

また、毎年9月30日現在における備え付けの現況を翌月7日までに同様の届出書により届け出る。

(4) 内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事及び大洗町長から、原子力防災資機材の状況について報告を求められたときはこれを行う。

3. 原子力防災資機材以外のその他の資機材の整備

原子力防災管理者は、原子力防災資機材以外の以下のその他の資機材を確保し、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。詳細な保守点検については、当社規程「原子力防災資機材等の保守点検要領」に定めるものとする。

・可搬式発電機 防護本部室(2台)、動力棟(1台)、警備棟(1台)

第4節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備

1. オフサイトセンター及び原子力規制庁緊急時対応センター内に設置された事業者ブースに備え付ける資料

原子力防災管理者は、原子力災害が発生した場合に必要な資料のうち、別表第4に定める資料をオフサイトセンター及び原子力規制庁緊急時対応センター内に設置された事業者ブースに備え付けるため、内閣総理大臣に提出する。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。

2. 事業所に備え付ける資料

原子力防災管理者は、別表第4に定める資料を、事業所内の防護本部室に備え付ける。また、原子力防災管理者は、これらの資料について定期的に見直しを行う。

第5節 原子力災害対策活動で使用・利用する施設及び設備等の整備・点検

1. 防護本部室

原子力防災管理者は、別図第7に定める原子力災害対策活動を行う場合の本拠である防護本部室を常に使用可能な状態に整備する。

2. 避難場所

原子力防災管理者は、別図第7に定める避難場所に立て看板等により、その場所が避難場所であることを掲示する。また、原子力防災管理者は、避難場所を指定又は変更したときは、関係者に周知する。

3. 風向風速計

原子力防災管理者は、別図第7に定める風向風速計を常に使用可能な状態に整備するため、年1回の外観目視点検や風速・風向精度試験を実施する。また、原子力防災管理者は、気象観測設備に不具合が認められた場合、速やかに修理する。計測結果は、紙に記録し、保存する。

4. 放送装置

原子力防災管理者は、事業所における所内放送装置を常に使用可能な状態に整備する。
また、原子力防災管理者は、所内放送装置に不具合が認められた場合、速やかに修理する。

5. 緊急被ばく医療施設等

原子力防災管理者は、ヨウ素剤などの医薬品の確保、従業員等に対する放射線測定及び汚染の除去並びに応急処置の手順及び応急措置に必要な設備の整備を行うとともに、緊急被ばく医療に関する契約を締結している医療機関に対し、初期被ばく医療に係わる医療行為実施のための支援協力を行う。

また、従業員等の救急医療（被ばく・汚染のない一般傷病者の治療）を確保するため、予め近隣などの医療機関にその協力を求める。

以上の施設及び設備等の詳細な保守点検については、当社規程「原子力防災資機材等の保守点検要領」に定めるものとする。

第6節 防災教育の実施

原子力防災管理者は、防災本部要員に対し、原子力災害に関する知識及び技能を習得し、原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、次に掲げる項目について毎年教育を実施する。また、教育効果の評価に基づき改善の方策を検討する。

1. 原子力防災組織及び活動に関する知識
2. 事業所及び放射性物質の運搬容器等の施設又は設備に関する知識
3. 放射線防護に関する知識
4. 臨界安全管理に関する知識
5. 放射線及び放射性物質の測定方法並びに機器を含む原子力防災対策上の諸設備に関する知識
6. 地域防災計画の周知・徹底

第7節 防災訓練の実施

1. 事業所における訓練

原子力防災管理者は、原子力災害発生時に原子力防災組織があらかじめ定められた機能を有効に発揮できるようにするため、次に掲げる項目について毎年訓練を実施する。

- (1) 総合訓練
- (2) 通報訓練
- (3) モニタリング訓練
- (4) 避難誘導訓練

防災訓練に係る計画書については、事前に原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。訓練の結果については、様式第11に定める届出書により、原子力規制委員会に報告するとともに、その要旨を公表する。また、訓練実施後更なる改善の方策を検討する。

2. 国又は地方公共団体が実施する訓練

原子力防災管理者は、国又は地方公共団体が原子力防災訓練を実施するときは、訓練計画の策定に協力するとともに、これに共催、又は参加・協力することとし、訓練内容に

応じて原子力防災要員の派遣，原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

第8節 関係機関との連携

原子力防災管理者は，関係機関と相互に連携を取りながら，緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策を進めるために，平常時から次の項目に掲げるとおり相互連携を図るものとする。

1. 国との連携

- (1) 国の機関（内閣総理大臣，原子力規制委員会及びその他関係省庁）とは平常時から協調し，防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。
- (2) 内閣総理大臣，原子力規制委員会から原子力災害対策特別措置法第31条に基づく業務の報告を求められた場合，その業務について報告を行う。
- (3) 内閣総理大臣，原子力規制委員会から原子力災害対策特別措置法第32条第1項に基づく事業所の立ち入り検査を求められた場合，その立ち入り検査について対応を行う。
- (4) 原子力防災専門官からこの計画の修正及び原子力防災組織の設置その他原子力災害予防対策に関する指導及び助言があった場合，速やかにその対応を行う。

また，原子力防災管理者は，原子力防災専門官と協調し，防災情報の収集及び提供等相互連携を図る。

2. 地方公共団体との連携

- (1) 地方公共団体（茨城県知事及び大洗町長）とは平常時から協調し，防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。また，自衛消防体制の充実強化に努める。
- (2) 地域防災会議等が開催される場合，参加要請に基づきこれに参加し密接な連携を保つ。
- (3) 茨城県知事及び大洗町長から原子力災害対策特別措置法第31条に基づく業務の報告を求められた場合，その業務についての報告を行う。
- (4) 茨城県知事及び大洗町長から原子力災害対策特別措置法第32条第1項に基づく事業所の立ち入り検査（毎年度の定期立ち入り検査を含む）を求められた場合，その

立ち入り検査についての対応を行う。

- (5) 住民の避難計画等の作成について、地方公共団体（茨城県知事及び大洗町長）に協力する。

3. 地元防災関係機関等との連携

地元防災関係機関等（大洗町消防署、水戸警察署、茨城海上保安部及びその他関係機関）とは平常時から協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。

4. 国、県、市町村等との連携

原子力防災管理者は、地域防災計画（原子力災害対策計画編）の作成及び修正、地域ごとの防災訓練の実施、緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）の運営要領の作成及び防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策などの対応等について、茨城県原子力防災連絡協議会の場等を通じ、国、県、所在市町村その他の関係機関と平常時より密接な連携を図る。

第9節 周辺住民に対する平常時の広報活動

原子力防災管理者は、平常時より、事業所の周辺住民に対し、国、地方公共団体と協調して次に掲げる内容について、正しい知識の普及・啓発を行うものとする。

1. 放射性物質及び放射線の特性
2. 原子力事業所の概要
3. 原子力災害とその特殊性
4. 原子力災害発生時における防災対策の内容

第10節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する予防対策

核燃料物質等の事業所外における運搬の業務に従事する者（運搬を委託する運送業者等の従事する者を含む）に対しては、その職務の遂行及び事故の発生等に適切に対処するために必要かつ十分な教育訓練を施す。また、核燃料物質の事業所外運搬にあたっては、事

故時の応急措置，事故時対応組織の役割分担，携行する資機材等を記載した運搬計画書，円滑な通報を確保するための非常時連絡表等を作成するとともに，実際の運搬を行うにあたっては，これら書類及び非常通信用資機材並びに防災資機材を携行する。

また，必要な防災対応を的確に実施するために必要な要員を適切に配置するとともに，事故時に次の措置を適切に取るために必要な体制の整備を図る。

- (1) 放射線障害を受けたものの救出，避難等の措置
- (2) 国，県，海上保安部署等への迅速な通報
- (3) 消火，延焼防止等の応急措置
- (4) 運搬に従事する者や付近にいる者の避難
- (5) 運搬中の核燃料物質等の安全な場所への移動，関係者以外の立ち入り禁止等の措置
- (6) モニタリングの実施
- (7) 核燃料物質等による汚染の拡大の防止及び除去
- (8) その他放射線障害の防止のために必要な措置

なお，核燃料物質の事業所外運搬中の事故により特定事象が発生した場合に，運搬の業務に従事している者が，直ちに原子力防災管理者にその発生と状況を連絡できる体制を整備するとともに，原子力防災管理者が直ちに，国，県等関係機関に通報できるように，必要な通報・連絡体制を整備する。

第3章 緊急事態応急対策等の実施

第1節 通報及び連絡

1. 通報の実施

- (1) 原子力防災管理者は，別表第1の事象の発生について通報を受け，又は自ら発見したときは，15分以内を目途として，様式第6に定められた通報様式に必要事項を記入し，直ちに内閣総理大臣，原子力規制委員会，茨城県知事，大洗町長その他の別図第2に定められた通報先にファクシミリ装置を用いて一斉に送信する。さらに，内閣総理大臣，原子力規制委員会，茨城県知事，大洗町長に対してはその着信を確認する。

なお、別表第1に定める事象のうち、事業所が輸送物の安全について責任を有する事業所外運搬（使用済燃料等）の場合にあつては、様式第6に定められた通報様式に必要事項を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長その他の別図第2に定められた通報先にファクシミリ装置を用いて一斉に送信する。さらに、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長に対してはその着信を確認する。

なお、送付したFAXは記録として保存する。

- (2) 原子力防災管理者は、原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報を行った旨を内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事及び大洗町長と連絡を取りつつ、報道機関へ発表する。
- (3) なお、特定事象に該当しない事故が発生し、環境への有意な放射性物質の放出等がある、又はそのおそれがある場合には、直ちに、ホットラボ施設保安規定及び茨城県原子力安全協定により、関係機関に通報する。

2. 非常事態の宣言

- (1) 原子力防災管理者は、前項の事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、この計画第2章第1節1.「防災本部の設置」に基づき、直ちに非常事態を宣言する。
- (2) 原子力防災管理者は、非常事態宣言後、防災本部要員を非常招集する。
- (3) 原子力防災管理者は、防災本部を設置し、防災本部長となり活動を開始する。

3. 情報の収集と提供

- (1) 防災本部要員の各担当等は、事故状況の把握を行うため、速やかに次に掲げる事項を調査し、事故及び被害状況等を迅速かつ的確に収集し、防災本部長に報告する。
 - a. 事故の発生時刻及び場所
 - b. 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置
 - c. 被ばく及び障害等人身災害にかかわる状況
 - d. 事業所敷地周辺における放射線並びに放射能の測定結果
 - e. 放出放射性物質の量、種類、放出場所及び放出予測

f. 気象状況

g. 収束の見通し

h. その他必要と認める事項

- (2) 防災本部要員の情報班長は、上記の情報を定期的に収集し、その内容を様式第7に記載し、防災本部長に報告する。通報連絡班長は、その様式第7を用いて、別図第3に定める方法により、各連絡箇所に報告する。

4. 社外関係機関との連絡方法

原子力防災管理者（防災本部が設置されている場合は防災本部長）は、別図第3の連絡経路により社外関係機関に連絡を行う。

5. 電話回線の確保

防災本部長は、緊急事態応急対策実施時の通信を確保するため、必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講じるものとする。

第2節 応急措置の実施

1. 警備及び避難誘導

防災本部要員の警備誘導班長は、各班と協力して次に掲げる措置を講じる。

(1) 避難場所等の指定

別表第1に示す事業所内の事象に係る非常事態が宣言された場合、事業所敷地内の原子力災害対策活動に従事しない者及び来訪者等（以下「事業所避難者」という。）に対する避難場所及び避難経路等の必要な事項を指定する。避難場所は原則として別図第7に示す通りとするが、風向き等により不適切と判断される場合には屋内を避難場所に指定する。

(2) 避難の周知

事業所避難者に対して所内放送等により指定する避難場所への避難及び避難の際の防護措置を周知させる。

(3) 事業所敷地外への避難

事業所避難者を事業所敷地外へ避難させる必要がある場合、事業所敷地外へ避難

させる。なお、防災本部要員の通報連絡班長は、その旨を直ちに茨城県知事、大洗町長、原子力防災専門官及び各関係機関に連絡する。

(4) 事業所への入域制限

事業所敷地内への入域を制限するとともに、原子力災害対策活動に関係のない車両の使用を禁止する。

2. 放射能影響範囲の推定

防災本部要員の放射線測定班長は、事業所内及び事業所敷地周辺の放射線並びに放射能の測定を行い、放射性物質が事業所敷地外に放出された場合、放射線監視データ、気象観測データ及び緊急時環境モニタリングデータ等から放射能影響範囲を継続的に推定する。

3. 緊急被ばく医療

防災本部要員の救護班長は、各班と協力して次に掲げる措置を講じる。

(1) 救助活動

負傷者及び放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者（以下「負傷者等」という。）がいる場合、負傷者等を放射線による影響の少ない場所に速やかに救出する。

(2) 医療活動

負傷者等について可能な限りの応急処置、汚染の測定及び除染等の措置を講じるとともに、必要に応じ、初期被ばく医療に関し緊急被ばく医療に関する契約を締結している医療機関、茨城県（対策本部又はこれが設置されていない時は緊急被ばく医療所管部課）や放射線医学総合研究所等に連絡をとり、移送や治療の依頼等の必要な措置を講じる。また、移送の際は、放射線測定班員を同行させる等の必要な措置を講じる。

(3) 二次災害防止に関する措置

医療機関へ負傷者等の移送及び治療の依頼を行う時並びに救急隊到着時に、事故の概要及び負傷者等の放射性物質による汚染の状況等の被ばく防止のために必要な情報を救急隊員等に伝達する。

4. 消防活動

防災本部要員の災害防止班長は、速やかに火災の状況を把握し、安全を確保しつつ、

消防機関と協力して迅速に消火活動を行う。

5. 汚染拡大の防止

防災本部要員の放射線測定班長は、不必要な被ばくを防止するため、関係者以外の者の立入り禁止する区域を設置し、標識等により明示するとともに、必要に応じ所内放送等により事業所構内にいる者に周知する。

また、防災本部要員の汚染除去班長は、放射性物質による予期しない汚染が確認された場合、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。

6. 線量評価

防災本部要員の放射線測定班長及び汚染除去班長は、事業所避難者及び原子力災害対策活動に従事している要員の線量評価を行うとともに、放射性物質による汚染が確認された場合、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。

7. 広報活動

- (1) 防災本部要員の広報班長は、報道機関が事業所に取材来訪した場合、その状況に応じて事業所に広報場所を開設する。ただし、事業所内が使用できないと判断した場合は、別に指定する場所で定期的に広報発表を行う。
- (2) オフサイトセンターの運営が開始された場合に、オフサイトセンターで定期的に広報発表を行う。
- (3) 防災本部要員の広報班長は、事業所の状況、応急措置の概要等の公表する内容を取りまとめ、別図第8に示す伝達経路に基づき関係箇所に連絡する。

8. 応急復旧

(1) 施設及び設備の整備並びに点検

防災本部要員の施設管理班長は、警報盤の計器等による監視及び可能な範囲における巡視点検の実施により、事業所設備の状況及び動作状況等を把握する。

(2) 応急の復旧対策

防災本部長は、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため、応急措置計画を策定する。防災本部要員の施設管理班長は、応急措置計画に

基づき復旧対策を実施する。

9. 原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置

防災本部要員の関係する各班長は、事故状況の把握、事故の拡大防止及び被害の拡大に関する推定を行い、原子力災害の発生又は拡大の防止を図るため次に掲げる事項について措置を検討し、実施するものとする。

- (1) 事故の拡大のおそれがある場合には、事故拡大防止に関する措置を検討し、措置を講ずる。
- (2) その他の施設については、事故発生施設からの影響を考慮し、運転継続の可否を検討するとともに、必要な点検及び操作を実施して、保安維持を行う。
- (3) 環境への放射性物質の放出状況及び気象状況等から、事故による周辺環境への影響を予測する。

10. 資機材の調達及び輸送

防災本部要員の資材班長は、原子力防災資機材及びその他原子力災害対策活動に必要な資機材を調達するとともに、資機材の輸送を行う。

11. 事業所外運搬に係る事象の発生における措置

防災本部長は、別表第1に示す事業所外運搬に係る事象が発生した場合、直ちに現場へ必要な要員を派遣し、運搬を委託された者、最寄りの消防機関、警察機関及び海上保安部署と協力して、事象の状況を踏まえ次に掲げる措置を実施し、原子力災害の発生の防止を図る。

- (1) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- (2) 消火、延焼防止の措置
- (3) 運搬に従事する者や付近にいる者の退避
- (4) 立入制限区域の設定
- (5) 核燃料物質等の安全な場所への移動
- (6) モニタリングの実施
- (7) 核燃料物質等による汚染、漏えいの拡大の防止及び汚染の除去
- (8) 遮へい対策

(9) その他放射線障害の防止のために必要な措置

1 2. 応急措置の実施報告

防災本部要員の情報班長は、様式第8に定める報告様式に、本節の各項に掲げる応急措置の概要を記入する。通報連絡班長は、様式第8を用いて、別図第3に定める方法により、各連絡箇所へ報告する。

ただし、防災本部情報班長は、事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあつては、様式第8に定める報告様式に応急措置の概要を記入する。通報連絡班長は、様式第8を用いて、別図第3に定める方法により、各関係箇所へ報告する。

1 3. 原子力防災要員の派遣等

防災本部長は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに茨城県知事、大洗町長その他の執行機関の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表第5に定める原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

また、防災本部長は、必要に応じ他の原子力事業所の協力を要請する。

1 4. 危険時の措置

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年6月10日法律第166号）第64条第3項の規定にもとづく危険時の措置について、原子力規制委員会から命令があつた場合は、その指示に従うものとする。

第3節 緊急事態応急対策

1. 該当事象発生時の報告

- (1) 防災本部長は、別表第2に定められた状態に至つた場合、防災本部要員の通報連絡班長を経由して、様式第9に所定の事項を記入して、直ちに別図第3に定められた箇所へ報告する。

2. 原子力災害合同対策協議会等との連絡報告

- (1) 防災本部長は、オフサイトセンター立ち上げに協力するとともに、オフサイトセンターに派遣された副原子力防災管理者等は現地事故対策連絡会議に参加・協力する。防災本部長は、オフサイトセンターの運営が開始された場合、副原子力防災管理者等と連絡を密に取る。副原子力防災管理者等は、原子力災害合同対策協議会に事故状況の報告をするとともに、構成機関と密接な情報交換を行う。また、交換された情報は、防災本部で共有するとともに、原子力災害合同対策協議会等の要請に対応する。
- (2) 防災本部長は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事及び大洗町長から、原子力緊急事態の状況及び緊急事態応急対策の実施に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。

3. 応急措置の継続実施

防災本部長は、この計画第3章第2節「応急措置の実施」に示す各措置を、原子力緊急事態解除宣言があるまでの間、継続して実施する。

4. 事業所外運搬事故における対策

防災本部長は、運搬を委託された者と協力し、発生現場に派遣された専門家による助言を踏まえつつ、原子力施設における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を主体的に講じる。

5. 原子力防災要員の派遣等

防災本部長は、指定地方行政機関の長並びに茨城県知事、大洗町長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表第5に定める原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。なお、緊急事態応急対策の内緊急被ばく医療への協力についてはこの計画第3章第3節3.「応急措置の継続実施」に示す各措置の状況に応じて実施する。

派遣された原子力防災要員は、原子力災害現地対策本部等の指示に基づき、必要な業務を行う。避難（又はコンクリート屋内退避）の勧告又は指示を行った市町村へは、原子力防災要員等を派遣し、避難所（又はコンクリート屋内退避所）において特定事象（事故）に関する広報等を行う。

また、防災本部長は、必要に応じ他の原子力事業所の協力を要請する。

6. 事故発生初期における避難要請

防災本部長は、オフサイトセンターが立ち上がる前の初期段階において、周辺住民の避難等が必要であると判断したときには、直ちに茨城県知事及び関係する市町村長へ周辺住民の避難等の措置を要請する。

第4章 原子力災害事後対策

原子力防災管理者は、原子力災害対策特別措置法第15条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言があった時以降において、原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため、原子力災害事後対策を実施する。

第1節 事業所の対策

1. 復旧対策

防災本部長は、原子力災害発生後の事態収拾の円滑化を図るため、次に掲げる事項について復旧計画を策定し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事及び大洗町長に提出し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。

- (1) 使用施設の損傷状況及び汚染状況の把握
- (2) 使用施設の除染の実施
- (3) 使用施設損傷部の修理及び改造の実施
- (4) 放射性物質の追加放出の防止等
- (5) 放射線の遮へい
- (6) 実施担当者、工程

防災本部長は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事及び大洗町長に復旧計画の進捗状況について報告するとともに、原子力災害事後対策の実施に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。

2. 被災者の相談窓口の設置

防災本部長は、原子力緊急事態解除宣言後、速やかに被害者の損害賠償請求等のため、相談窓口を設置する等、必要な体制を整備する。

3. 非常事態の解除

防災本部長は、この計画第2章第2節「原子力防災組織の運営」2.「非常事態の宣言及び解除」に示す非常事態を解除した場合、その旨を別図第3に定める連絡経路により報告する。

4. 原因究明と再発防止対策の実施

防災本部長は、原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を講じる。

5. 地域の除染及び廃棄物の処理

防災本部長は、原子力災害により放出された放射性物質により汚染された地域の除染及び廃棄物の処理に必要な措置を講じるものとする。

6. 被災者の生活支援

防災本部長は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するものとする。

第2節 原子力防災要員の派遣等

防災本部長は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに茨城県知事、大洗町長その他の執行機関の実施する原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表第6に定める原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。また、関係機関に貸与する原子力防災資機材の不足等を踏まえ、必要に応じ他の原子力事業者の協力を要請する。

オフサイトセンターに派遣された原子力防災要員は、オフサイトセンターに設置される原子力災害現地対策本部（原子力災害現地対策本部が解散している場合は派遣先）等の指示に基づき、原子力災害合同対策協議会への参加等の必要な業務を行う。その際、構成機関と密接な情報交換を行う。また、交換された情報は、防災本部で共有するとともに、原子

力災害合同対策協議会等の要請に対応する。

第5章 その他

第1節 他の原子力事業者への協力

他の原子力事業者の原子力事業所で原子力災害が発生した場合、原子力防災管理者は、当該事業者、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急被ばく医療を含む緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、次に掲げる環境放射線モニタリング、周辺区域の汚染検査及び汚染除去に関する事項について要請内容に応じ、別表第7に定める原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な協力を行う。なお、その輸送方法については、様式第5で届け出ている「被ばく者の輸送のために使用可能な車両」の使用を検討する。

- (1) 環境放射線モニタリング
- (2) 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定
- (3) 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定
- (4) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染
- (5) 避難する住民（災害時要援護者を含む）の搬送や誘導

ただし、事業所外運搬の場合にあつては、「他の原子力事業者の原子力事業所」を「他の原子力事業者が責任を有する事業所外運搬の輸送物」に読み替えて準用する。

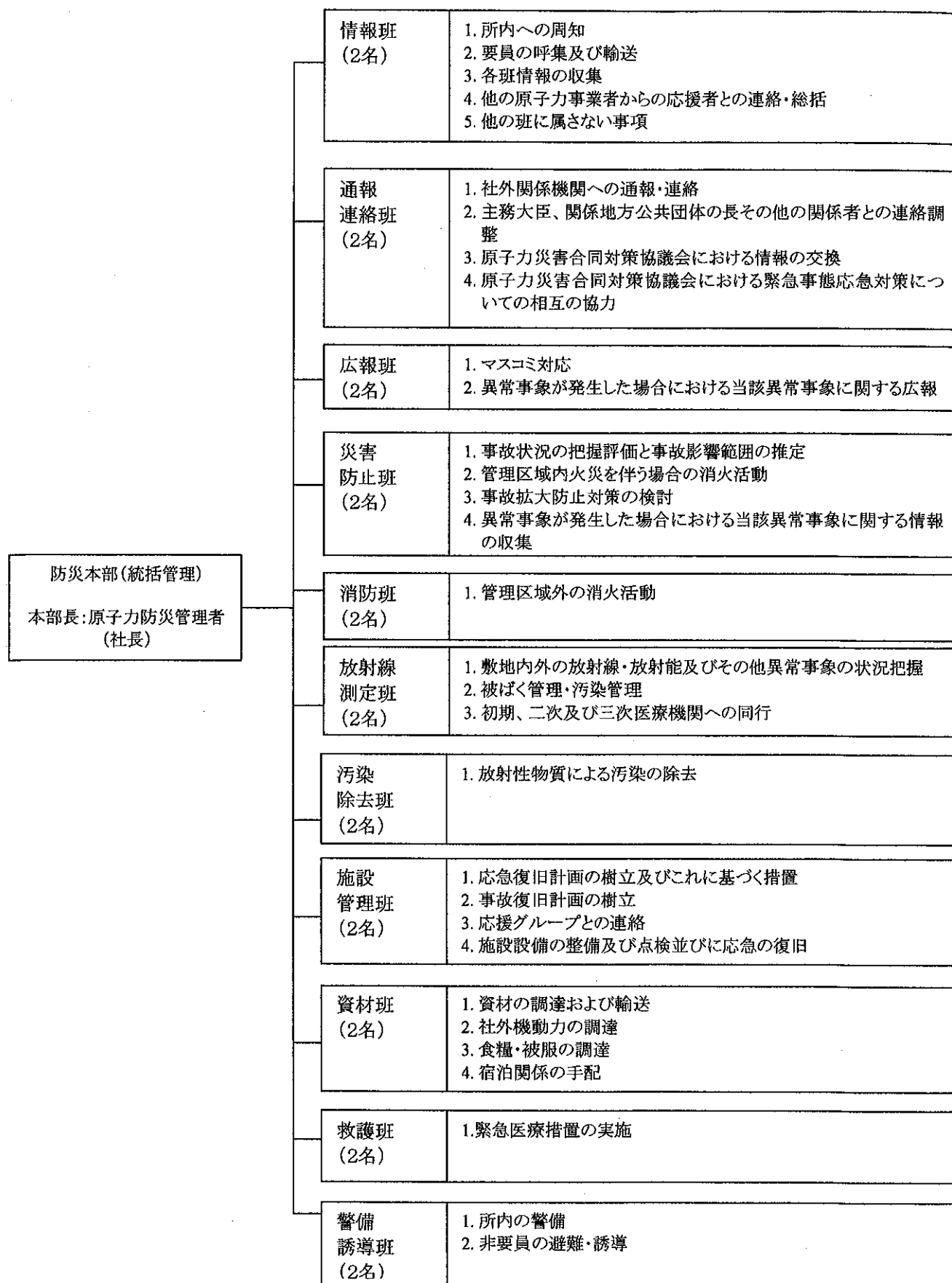
また、社長は、国内の原子力事業所及び事業所外運搬において原子力災害が発生した場合に、原子力事業者間の協力が円滑に実施できるよう、協力活動の方法等についてあらかじめ他の原子力事業者と調整しておくものとする。

なお、茨城県東海村、那珂市、大洗町等に所在している原子力事業者間で締結している「原子力事業所安全協力協定（東海NOAH協定）」に基づき、他の原子力事業所で発生した原子力緊急事態応急対策への支援を行う場合は、安全協力委員会委員長からの要請に応じ、必要な協力活動を実施する。

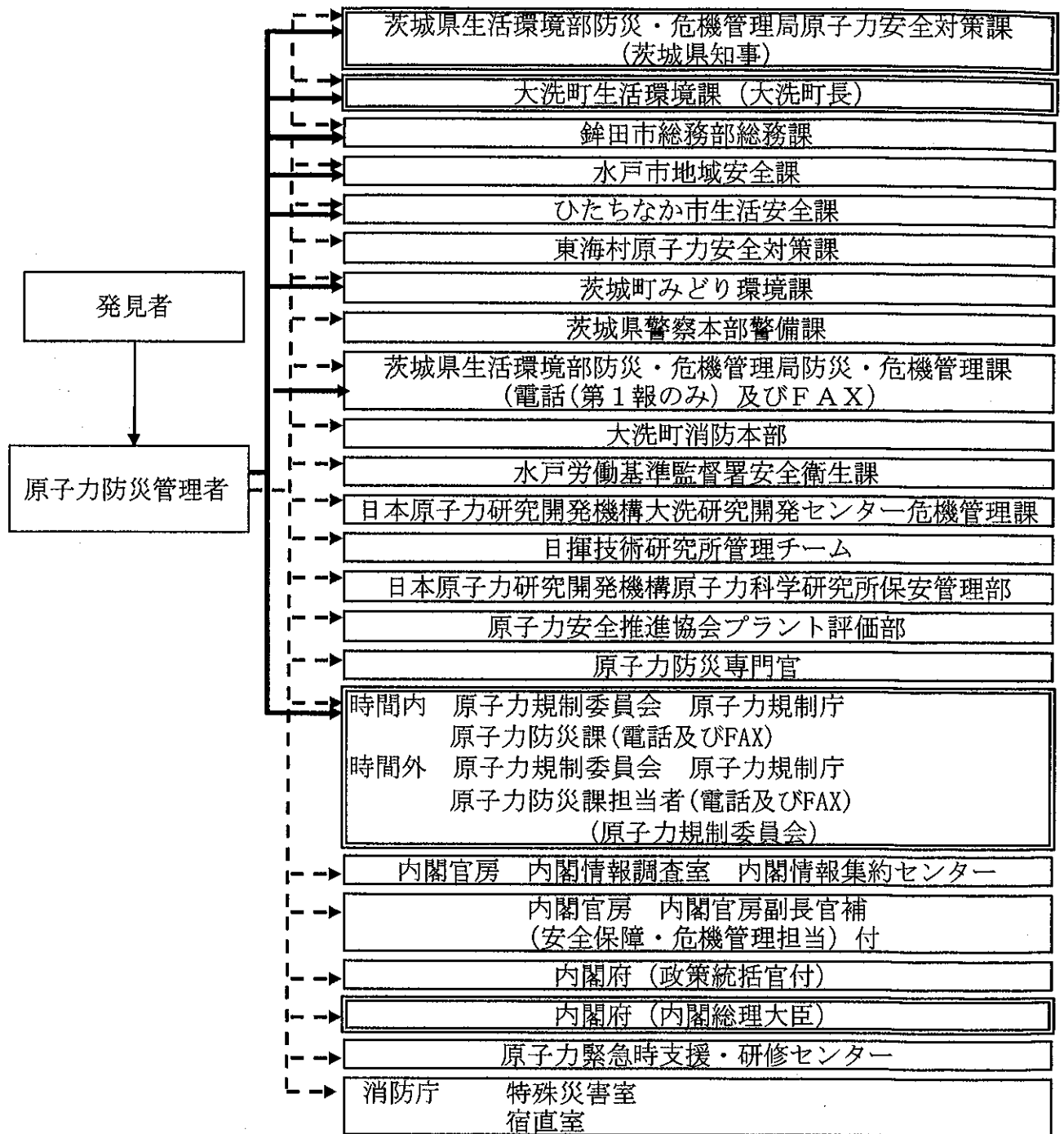
また、大洗町と大洗地区原子力事業所で締結している「原子力災害時の広報活動の技術

的支援等及び大洗地区原子力事業所敷地内の消防活動に関する覚書」に基づき、他の原子力事業所で発生した原子力緊急事態応急対策への支援を行う場合は、大洗町長からの要請に応じ、必要な協力活動を実施する。

別図第1 原子力防災組織の業務分掌

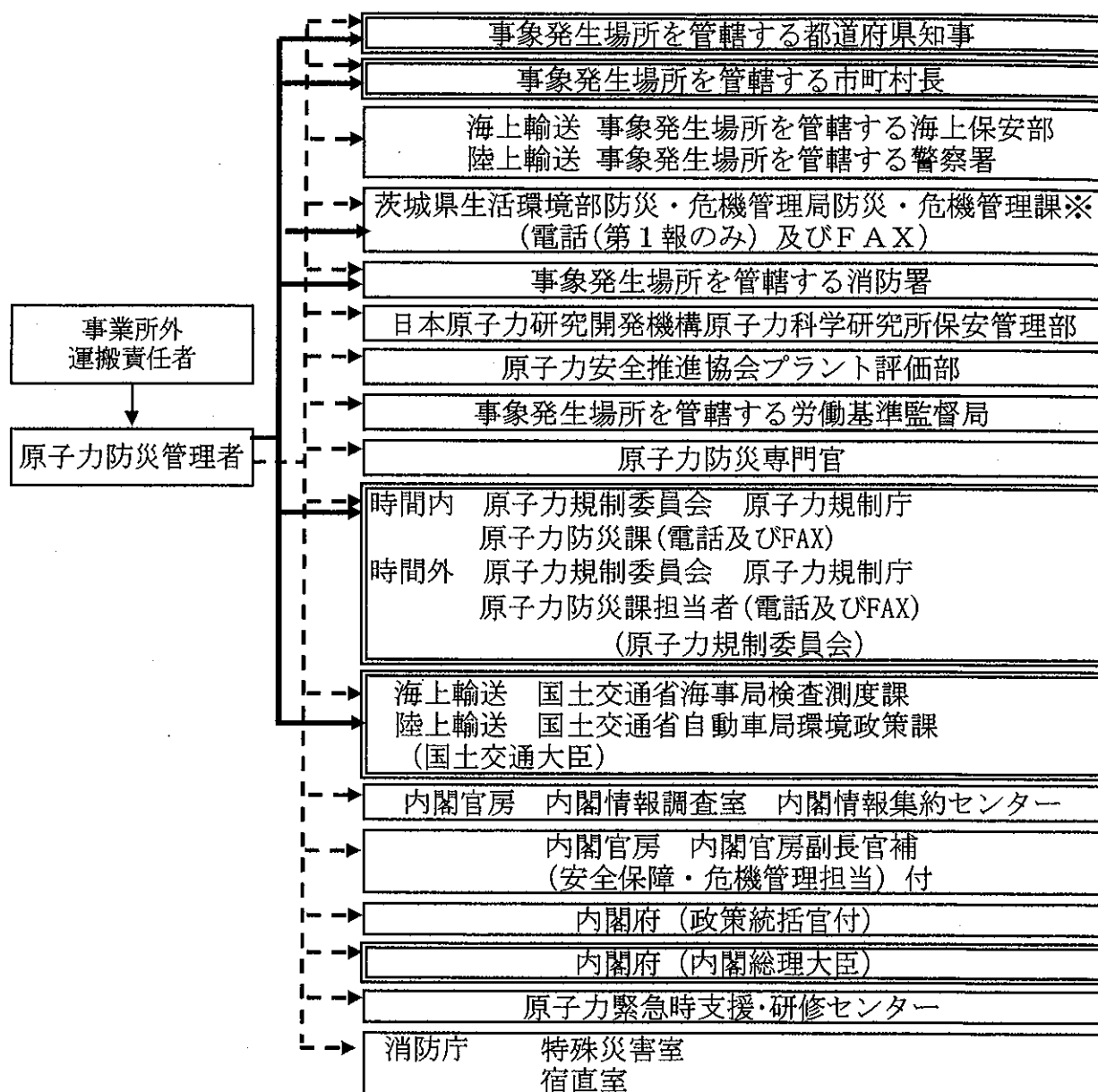


別図第2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路 (1/2)
 (1) 事業所内での事象発生時の通報経路



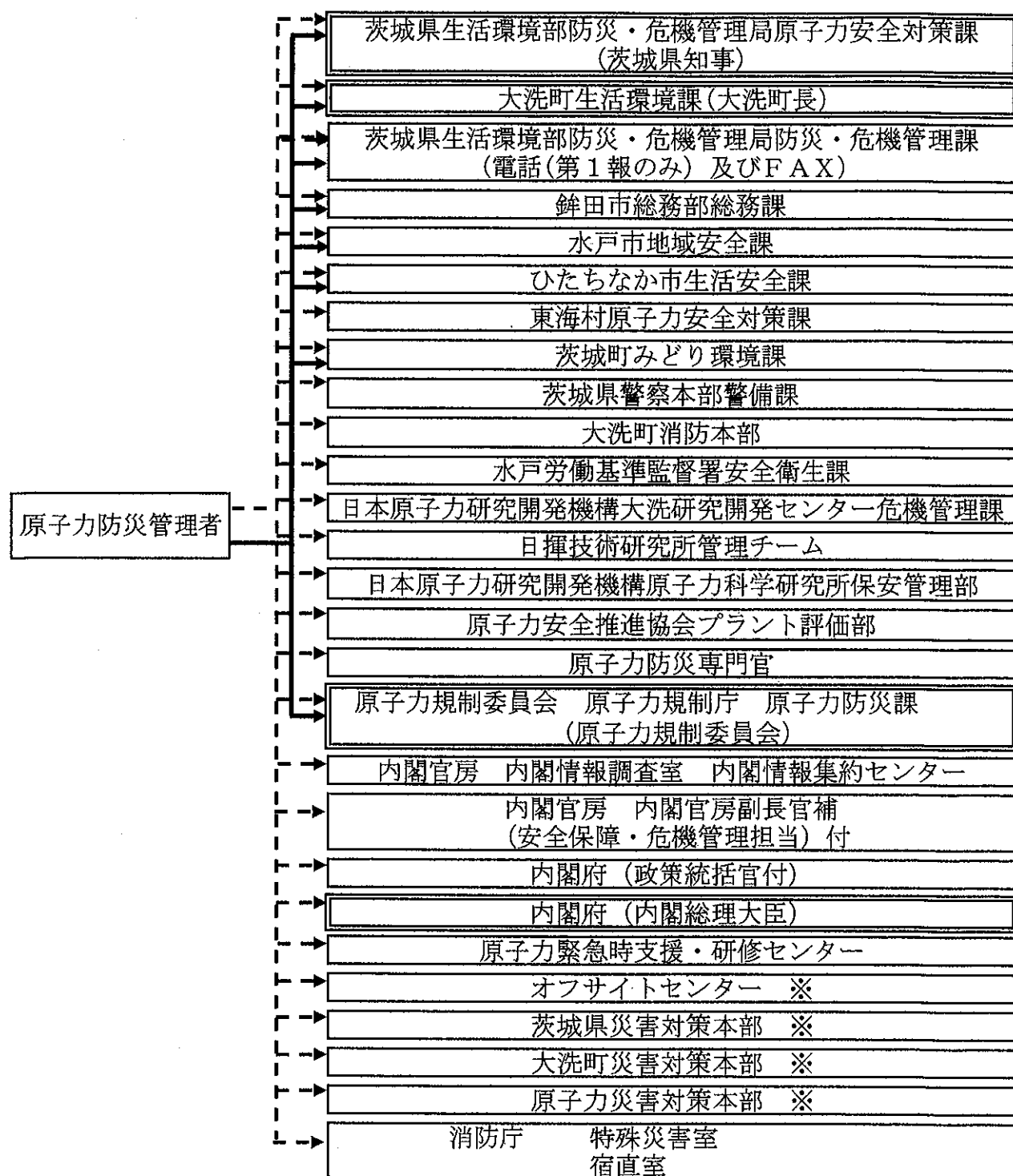
[] : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先
 → : 電話によるファクシミリ送信の連絡
 --> : ファクシミリによる送信

別図第2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路 (2/2)
(2) 事業所外運搬での事象発生時の通報経路



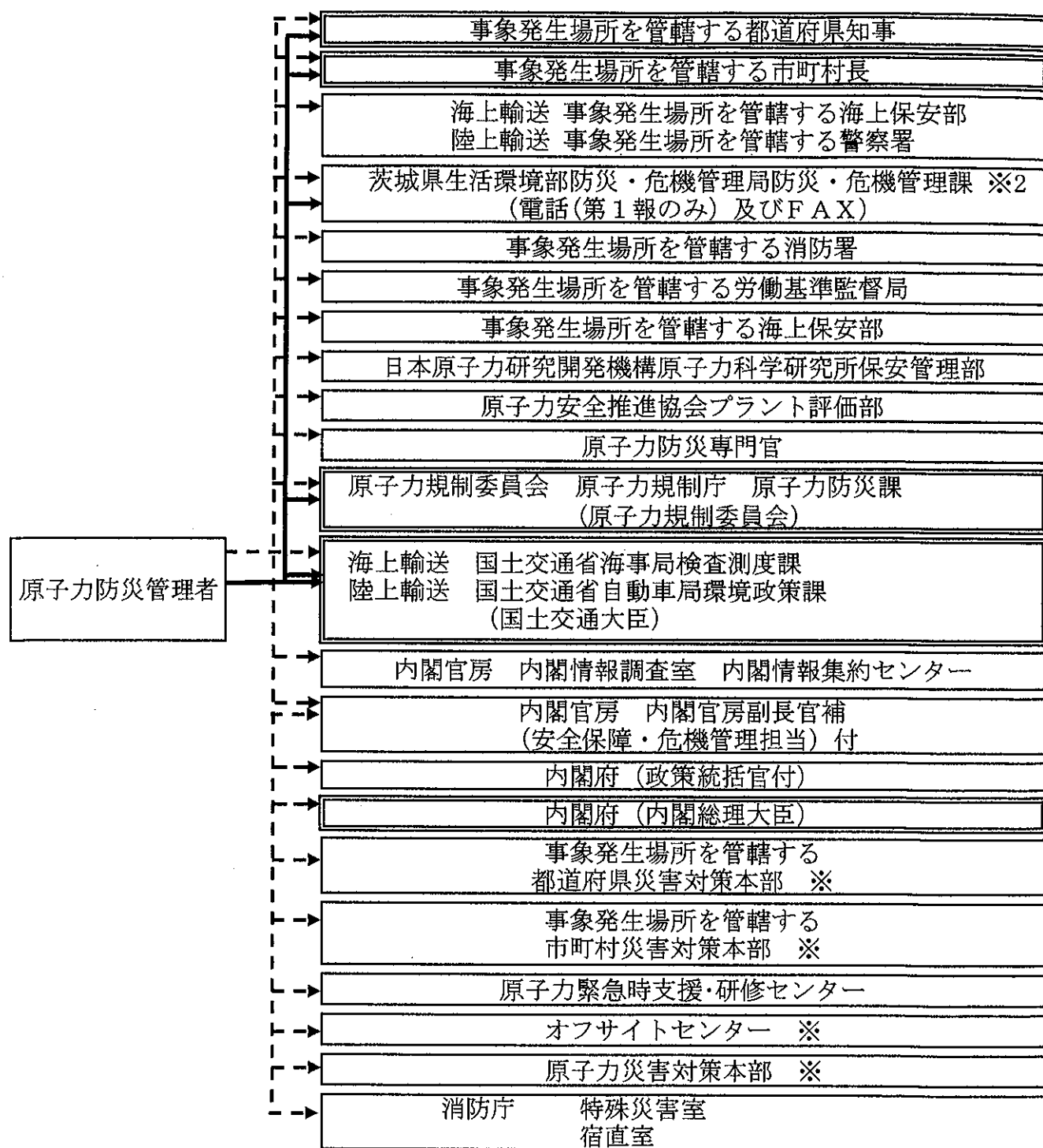
- ☐ : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先
- : 電話によるファクシミリ送信の連絡
- > : ファクシミリによる送信
- ※ : 事象発生場所が茨城県内の場合に限る。

別図第3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路（1／2）
（1）事業所内での事象発生時の通報経路



- : 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の報告先
 - - - -> : ファクシミリによる送信
 → : 電話によるファクシミリ送信の連絡
 ※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。

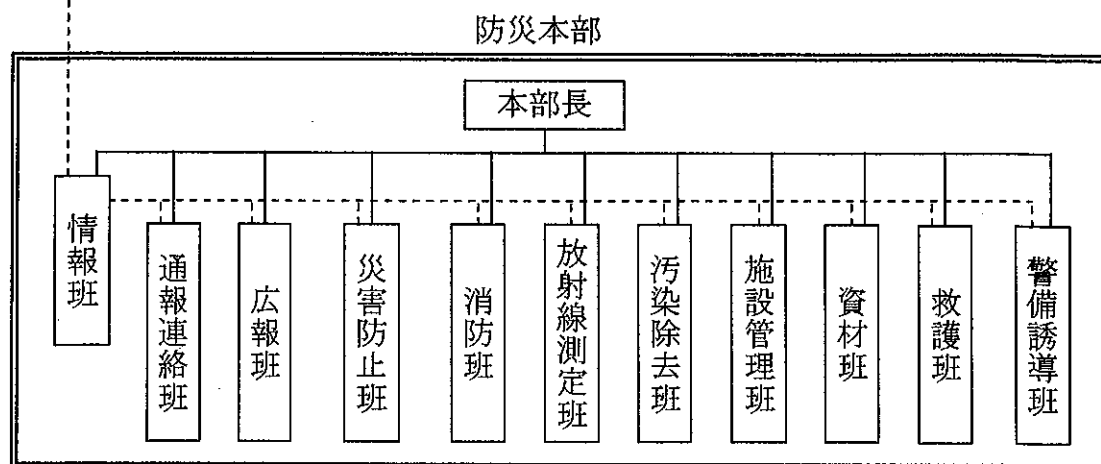
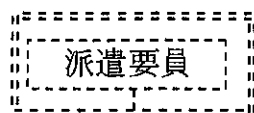
別図第3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路 (2/2)
(2) 事業所外運搬での事象発生時の通報経路



- : 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の報告先
 - - - -> : ファクシミリによる送信
 → : 電話によるファクシミリ送信の連絡
 ※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。
 ※2 : 事象発生場所が茨城県内の場合に限る。

別図第4 非常事態宣言発令後の社内の伝達経路（原子力緊急事態宣言以前）（1／2）

オフサイトセンター
設置準備

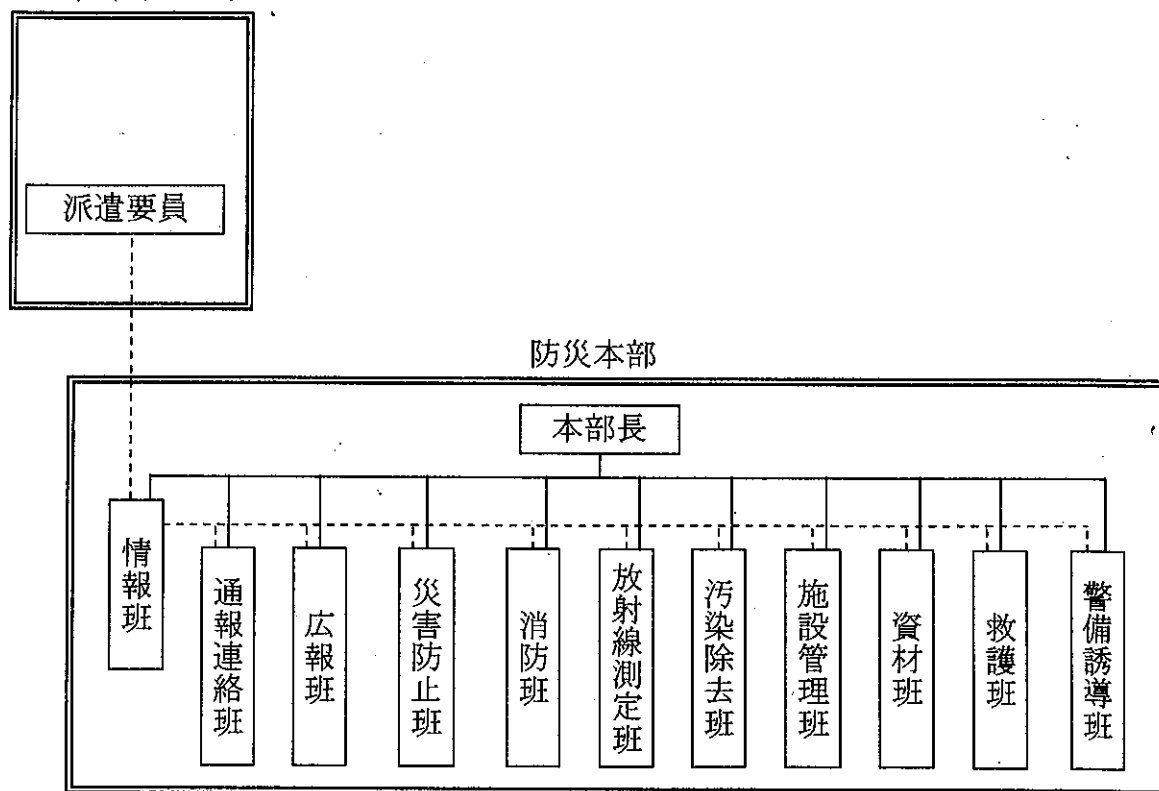


—— 社内の情報連絡・指示

----- 情報連絡経路

別図第4 非常事態宣言発令後の社内の伝達経路（原子力緊急事態宣言以後）（2／2）

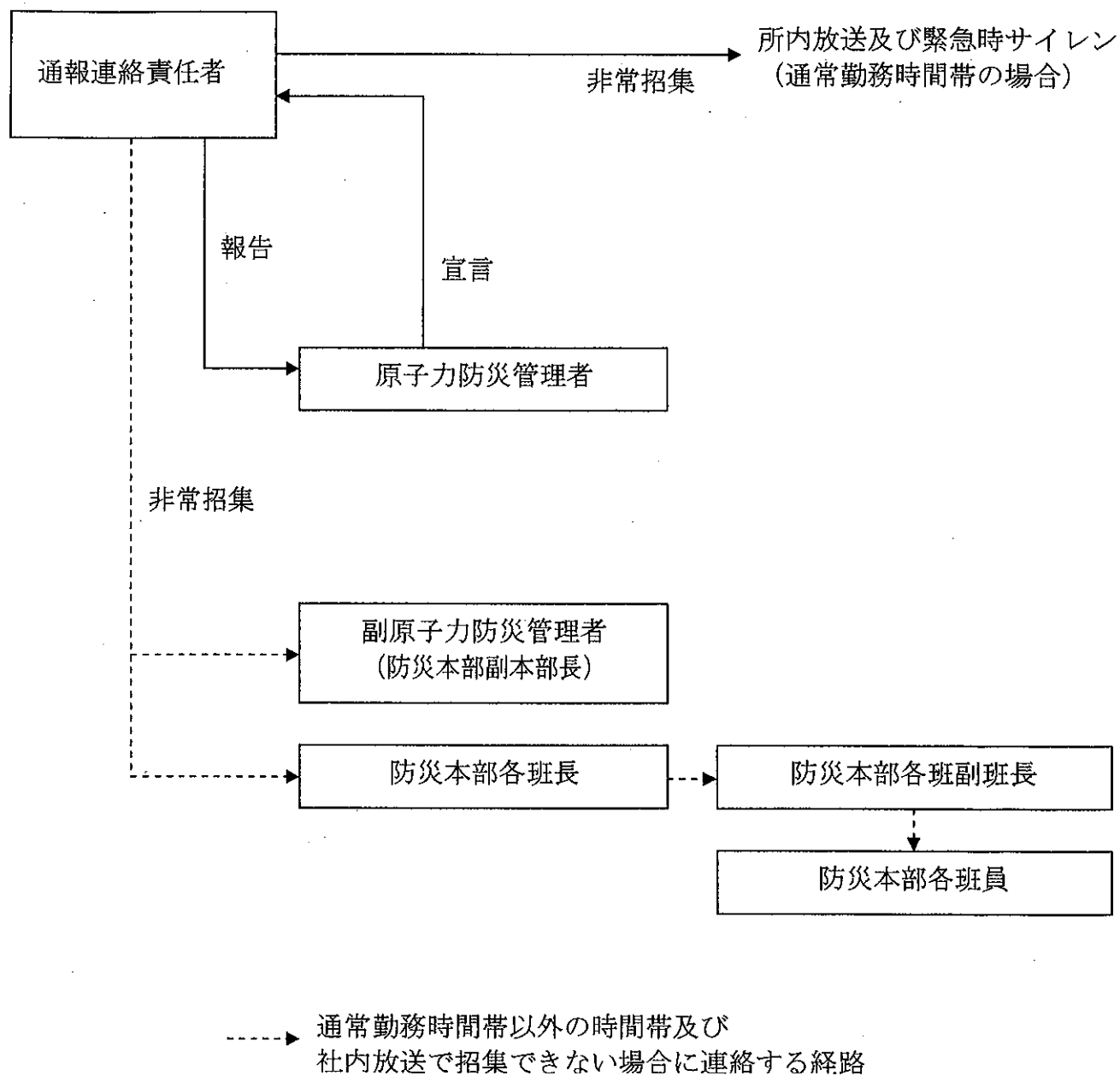
オフサイトセンター



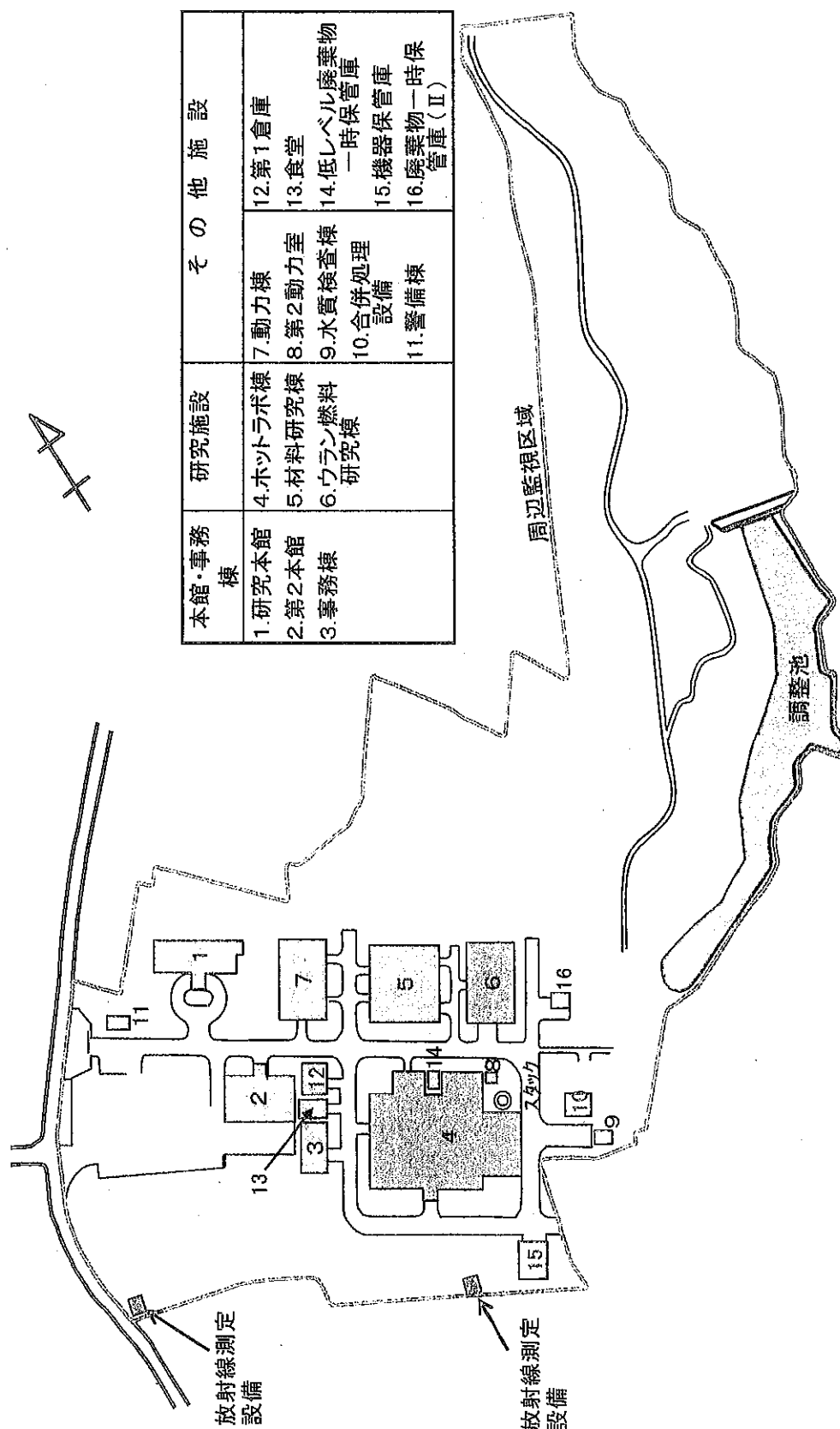
—— 社内の情報連絡・指示

----- 情報連絡経路

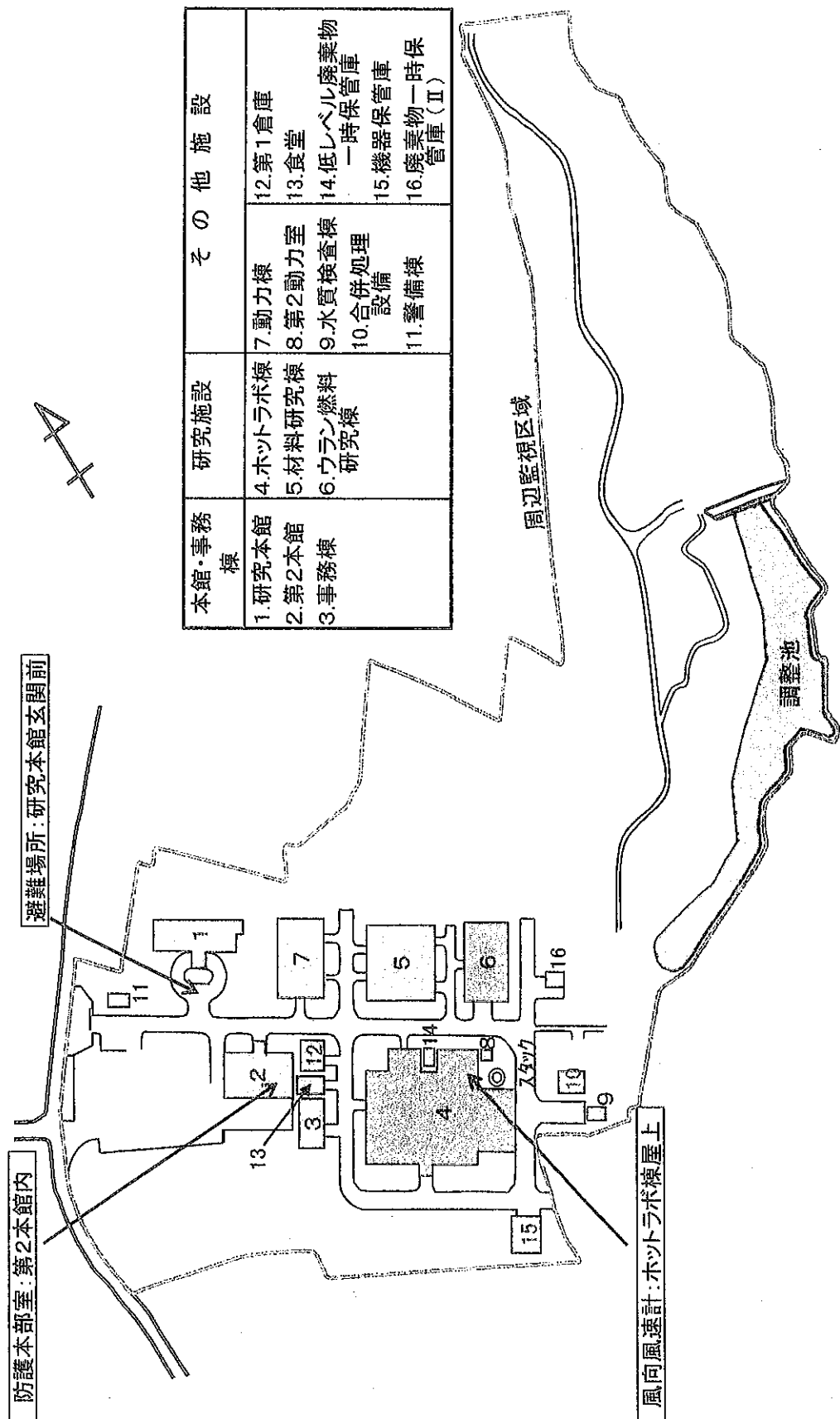
別図第5 非常事態の宣言と防災要員の非常招集連絡経路



別図第6 敷地周辺の放射線測定設備

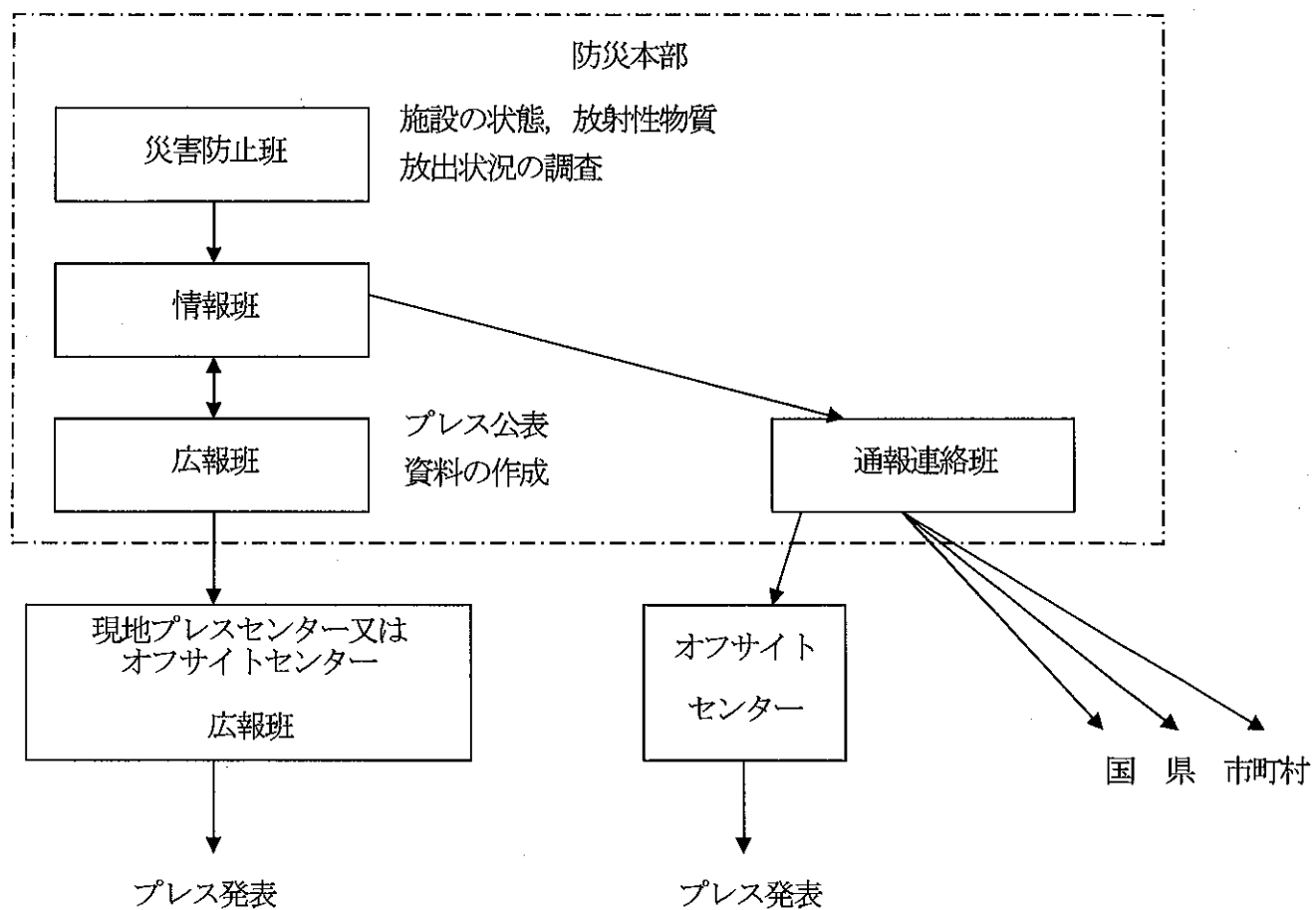


別図第7 事業所敷地内の避難場所、防護本部室、風向風速計の設置位置



可搬式発電機を防護本部室(2台)、動力棟(1台)、警備棟(1台)に設置

別図第8 公表内容の伝達経路



別表第1 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準（1／7）

略称	法令
(1) 敷地境界 放射線量 上昇	政令第4条第4項第1号 第1項に規定する基準以上の放射線量が第2項又は前項の定めによるところにより検出されたこと。 政令第4条第1項（第1項に規定する基準） 法第10条第1項の政令で定める基準は、5 μSv/h の放射線量とする。 政令第4条第2項（第2項の定めによるところ） 法第10条第1項の規定による放射線量の検出は、法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上について、それぞれ単位時間（2分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間当たりの数値に換算して得た数値が、前項の放射線量以上のものとなっているかどうかを点検することにより行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。 一 当該数値が1地点のみにおいて検出された場合（検出された時間が10分間未満であるときに限る。） 二 当該数値が落雷の時に検出された場合 政令第4条第3項（第3項の定めによるところ） 前項の定めによるところにより検出された放射線量が法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備のすべてについて第1項の放射線量を下回っている場合において、当該放射線測定設備の一又は二以上についての数値が1 μSv/h 以上であるときは、法第10条第1項の規定による放射線量の検出は、前項の規定にかかわらず、同項の定めるところにより検出された当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において主務省令で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計することにより行うものとする。 通報すべき事象等に関する省令第4条（主務省令で定めるところ） 令第4条第3項の規定による中性子線の測定は、中性子線（自然放射線によるものを除く。）が検出されないことが明らかとなるまでの間、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第4条第1項の規定により備え付けることとされた中性子線測定用可搬式測定器によって、瞬間ごとの中性子線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行うものとする。

別表第1 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準（2／7）

略称	法令		
(2) 放射性物質通常経路放出	政令第4条第4項第2号 当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒，排水口その他これらに類する場所において，当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が第1項に規定する放射線量に相当するものとして主務省令で定める基準以上の放射性物質が主務省令で定めるところにより検出されたこと。 第1項に規定する放射線量：5 μSv/h （1）参照。 主務省令で定める基準，主務省令で定めるところ：省令第6条。添付参照。		
(3) 火災爆発等による放射性物質放出	政令第4条第4項第3号 当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として主務省令で定める区域をいう。）外の場所（前号に規定する場所を除く。）において，次に掲げる放射線量又は放射性物質が主務省令で定めるところにより検出されたこと。 イ 50 μSv/h 以上の放射線量 ロ 当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり 5 μSv/h の放射線量に相当するものとして主務省令で定める基準以上の放射性物質 通報すべき事象等に関する省令第6条第1項（主務省令で定める区域） 令第4条第4項第3号に規定する区域は，次の表の上欄に掲げる原子力事業者の区分に応じ，それぞれ同表の下欄に掲げる区域とする。 （抜粋） <table><tr><th>使用者</th></tr><tr><td>核燃料物質の使用等に関する規則第1条第2号に規定する管理区域</td></tr></table> 前号に規定する場所：当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒，排水口その他これらに類する場所。 （2）参照。	使用者	核燃料物質の使用等に関する規則第1条第2号に規定する管理区域
使用者			
核燃料物質の使用等に関する規則第1条第2号に規定する管理区域			

別表第1 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準 (3/7)

略称	法令
	通報すべき事象等に関する省令第6条第3項（主務省令で定めるところ） 令第4条第4項第3号の規定による放射線量又は放射性物質の検出は、次に定めるところによるものとする。 一 放射線量については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、令第4条第4項第3号イの放射線量の水準を10分間以上継続して検出すること。 二 放射性物質については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出すること。 通報すべき事象等に関する省令第6条第4項 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により令第4条第4項第3号イの放射線量の水準又は第2項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。 通報すべき事象等に関する省令第6条第2項（主務省令で定める基準） 令第4条第4項第3号ロの原子力規制委員会規則で定める基準は、空気中の放射性物質の濃度について、次に掲げる放射能水準とする。 一 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあつては、放射性物質の種類に応じた空気中濃度限度に50を乗じて得た値 二 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度 三 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあつては、空気中濃度限度（当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値
(4) 事業所外 運搬放射 線量異常	政令第4条第4項第4号 事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100μSv/h以上の放射線量が主務省令で定めるところにより検出されたこと。 事業所外運搬に関する省令第2条第1項（主務省令で定めるところ） 令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。 事業所外運搬に関する省令第2条第2項 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であつて、その状況に鑑み、前項の検出により令第4条第4項第4号の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。

別表第1 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準（4／7）

略称	法令
(5) 原子炉外 臨界	通報すべき事象等に関する省令第7条第2号 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。
(6) 事業所外 運搬事故	事業所外運搬に関する省令第3条 令第4条第4項第5号の原子力規制委員会規則・国土交通省令で定める事象は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、事業所外運搬（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示）（平成2年科学技術庁告示第5号）第3条並びに第5条第1項第1号（液体又は気体であつて専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第2項第1号、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示（昭和52年運輸省告示第585号）第4条並びに第10条第1項第1号（液体又は気体であつて専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第2項第1号並びに航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示（平成13年国土交通省告示第1094号）第4条並びに第7条第1項第1号（液体又は気体であつて専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第2項第1号に規定する核燃料物質等の運搬を除く。）に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあることとする。
(7) 原子力緊 急事態宣 言に関す る事象等 （政令第 4条第4項 第6号）	政令第4条第4項第1号から第5号に掲げるもののほか、政令第6条第4項第3号又は第4号に掲げる事象（別表第2参照）

別表第1 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準（5／7）

添付 通報すべき事象等に関する省令第5条第1項の規定に基づく水準（1／2）

場合	基準	検出
一 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1種類の放射性物質である場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度を排気筒その他これらに類する場所における1秒間当たりの放出風量で除して得た値に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	イの値を10分間以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあつては、放射性物質の種類に応じた水中濃度限度に50を乗じて得た数	ハの値を10分間以上継続して検出すること。
二 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類以上の放射性物質がある場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質の濃度についての前号イの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度	イの値を10分間以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の放射能のそれぞれその放射性物質の放射能についての前号ロの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の放射能の値	ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれの放射性物質の濃度についての前号ハの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度	ハの値を10分間以上継続して検出すること。

別表第1 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準（6／7）

添付 通報すべき事象等に関する省令第5条第1項の規定に基づく水準（2／2）

場合	基準	検出
三 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、空气中濃度限度（当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）を排気筒その他これらに類する場所における1秒間当たりの放出風量で除して得た値のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	イの値を10分間以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、空气中濃度限度（当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあつては、水中濃度限度（当該水中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値	ハの値を10分間以上継続して検出すること。

空气中濃度限度：試験研究の用に供する原子炉等の設置，運転等に関する規則第14条第4号の文部科学大臣が定める濃度限度に係るもの（略）に係るものをいう。

水中濃度限度：試験研究の用に供する原子炉等の設置，運転等に関する規則第14条第7号の文部科学大臣が定める濃度限度に係るもの（略）に係るものをいう。

別表第1 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準 (7/7)
別表 (通報すべき事象等に関する省令第5条関係)

		単位 [m ³ / s]																	
(1) 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質に関する係数		排気筒等の放射性物質の測定を行っている場所から敷地境界までの水平距離 (m)																	
放射性物質が放出される地点の地表からの高さ (注) (m)		20 以上 30 未満	30 以上 40 未満	40 以上 50 未満	50 以上 60 未満	60 以上 70 未満	70 以上 80 未満	80 以上 90 未満	90 以上 100 未満	100 以上 200 未満	200 以上 300 未満	300 以上 400 未満	400 以上 500 未満	500 以上 600 未満	600 以上 700 未満	700 以上 800 未満	800 以上 900 未満	900 以上 1000 未満	1000 以上
	1 未満 1 以上 10 未満	1×10 ²	1×10 ²	1×10 ²	1×10 ²	1×10 ²	1×10 ²	1×10 ²	1×10 ²	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³
1 未満	1×10 ²	1×10 ²	1×10 ²	1×10 ²	1×10 ²	1×10 ²	1×10 ²	1×10 ²	1×10 ²	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³
1 以上 10 未満	1×10 ²	1×10 ²	1×10 ²	1×10 ²	1×10 ²	1×10 ²	1×10 ²	1×10 ²	1×10 ²	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³
10 以上 20 未満	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴
20 以上 30 未満	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵
30 以上 40 未満	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵
40 以上 50 未満	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵
50 以上 60 未満	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵
60 以上 70 未満	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵
70 以上 80 未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶
80 以上 90 未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶
90 以上 100 未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶
100 以上 110 未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶
110 以上 120 未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶
120 以上 130 未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶
130 以上 140 未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶
140 以上 150 未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶
150 以上	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶

(注) 高さは、吹き上げ高さや建屋、地形の影響等を考慮した見かけの放出源高さをを用いることができる。

別表第2 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準
(1/3)

略称	法令
(1) 敷地境界 放射線量 上昇	法第15条第1項第1号 第10条第1項前段の規定により主務大臣が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合。 政令第6条第1項（政令で定める放射線測定設備） 法第15条第1項第1号の政令で定める放射線測定設備は、所在都道府県知事又は関係隣接都道府県知事がある都道府県の区域内に設置した放射線測定設備であって法第11条第1項の放射線測定設備の性能に相当する性能を有するものとする。 政令第6条第2項（政令で定める測定方法） 法第15条第1項第1号の政令で定める測定方法は、単位時間（10分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行うこととする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。 政令第6条第3項（政令で定める基準） 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 第4条第4項第1号に規定する検出された放射線量（法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上についての数値が5 μSv/h以上である場合にあっては、当該各放射線測定設備における放射線量と第4条第3項に規定する中性子線の放射線量とを合計して得られる放射線量）又は第1項の放射線測定設備及び前項の測定方法により検出された放射線量 500 μSv/h 二 （以下、略）
(2) 放射性物質通常経路放出	政令第6条第4項第1号 第4条第4項第2号に規定する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合における放射能水準が前項第1号に定める放射線量に相当するものとして主務省令で定める基準以上の放射性物質が主務省令で定めるところにより検出されたこと。 通報すべき事象等に関する省令第12条第1項（主務省令で定める基準及び主務省令で定めるところ） 令第6条第4項第1号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあっては、第5条の表の上欄に掲げる場合に応じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げる基準に100を乗じて得たものとし、検出についてはそれぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。

別表第2 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準
(2/3)

略称	法令
(3) 火災爆発等による放射性物質放出	政令第6条第3項 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 (略) 二 第4条第4項第3号イに規定する検出された放射線量 5mSv/h 三 (略) 政令第6条第4項第2号 第4条第4項第3号に規定する場所において、当該場所におけるその放射能水準が500μSv/hの放射線量に相当するものとして主務省令で定める基準以上の放射性物質が主務省令で定めるところにより検出されたこと。 通報すべき事象等に関する省令第13条(主務省令で定める基準及び主務省令で定めるところ) 令第6条第4項第2号の原子力規制委員会規則で定める基準は、第6条第2項各号の場合に応じ、それぞれ当該各号の基準に100を乗じて得たものとする。 2 令第6条第4項第2号の規定による放射性物質の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出することとする。 3 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により第1項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。
(4) 事業所外運搬放射線量上昇	政令第6条第3項 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 (略) 二 (略) 三 第4条第4項第4号に規定する検出された放射線量 10mSv/h
(5) 原子炉外臨界	政令第6条第4項第3号 原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にあること。

別表第2 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準
(3/3)

略称	法令
(6) 事業所外 運搬事故	事業所外運搬（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第3条第2項、危険物船舶運送及び貯蔵規則第91条の3第2項及び航空法施行規則第194条第2項第2号イ(4)に規定する低比放射性物質又は表面汚染物の運搬を除く。）の場合にあっては、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類又は区分（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第一、別表第二、別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六の第一欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第一、別表第二、別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六の第一欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第一、別表第二、別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六の第一欄に掲げるものに限る。）に応じ、それぞれ核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第一の第三欄、別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第二欄、別表第五の第二欄又は別表第六の第三欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第一の第三欄、別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第二欄、別表第五の第二欄又は別表第六の第三欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第一の第三欄、別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第二欄、別表第五の第二欄又は別表第六の第三欄に掲げる値の放射性物質が当該運搬に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。

別表第3 原子力防災要員の職務と配置

原子力防災要員の職務	配置	原子力防災組織の班名
(1) 特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理及び内閣総理大臣、原子力規制委員会、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	事業所内	通報連絡班 情報班 災害防止班
(2) 原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換及び緊急事態応急対策についての相互の協力	事業所内	情報班 通報連絡班
	オフサイトセンター	情報班 災害防止班 放射線測定班
(3) 特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	事業所内	広報班
	オフサイトセンター	広報班
(4) 原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	事業所内	放射線測定班
	オフサイトセンター	放射線測定班
(5) 原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施	事業所内	災害防止班
(6) 防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧	事業所内	施設管理班
(7) 放射性物質による汚染の除去	事業所内	汚染除去班
(8) 被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	事業所内	救護班
(9) 原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送	事業所内	資材班
(10) 原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従業者等の避難誘導	事業所内	警備誘導班

別表第4 原子力災害対策活動で使用する資料

資 料 名
1. 事業所周辺地図 ※ ① 事業所周辺地域地図 (広域版) ② 事業所周辺地域地図 (詳細版)
2. 事業所周辺航空写真
3. 事業所周辺環境モニタリング関連データ ① 空間線量モニタリング設備配置図
4. 事業所周辺人口関連データ ① 集落の人口表 ② 市町村人口表
5. 使用許可申請書 ※
6. ホットラボ施設許可申請書図面集 ※
7. 主要設備概要 ※
8. 規定類 ① NFDホットラボ施設保安規定 ※ ② 原子力事業者防災業務計画 ※

※：原災法第12条第4項に基づき、オフサイトセンター及び原子力規制庁緊急時対応センター内に設置された事業者ブースに備え付けるために、内閣総理大臣に提出する資料及び自治体災害対策本部に備え付けるために提出する資料

別表第5 緊急事態応急対策等における原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与

	原子力防災組織	原子力防災要員の派遣	原子力防災資機材及び資料等の貸与	備考
オフサイトセンターにおける業務に関する事項	副原子力防災管理者	1名	設備関係資料（必要な資料のみ）	1冊
	情報班	1名		
	広報班	1名		
	放射線測定班	1名		
	災害防止班	1名		
環境放射線モニタリング、汚染検査、汚染除去に関する事項 (茨城県)	放射線測定班	1名	全面マスク用フィルタ（ダスト用）	20個
			全面マスク	5個
			半面マスク	5個
			GM型サーベイメータ	2台
			GM型汚染検査計	2台
			シンチレーション型α汚染検査計	1台
			ポケットアラームメータ	5個
			ポータブルダストサンプラ	1台
			皮膚除染キット	1式
			ろ紙	100枚
			活性炭ろ紙	20個
			安全ゴム長靴	5足
			タイベックスーツ	20着
			紙ウェス	1袋
			虎ロープ	1巻
地方自治体災害対策本部等における業務に関する事項 (茨城県及び大洗町)		各1名		

*原子力防災要員が不足する場合には他の原子力事業所の原子力防災要員等の派遣を要請する。

別表第6 原子力防災事後対策における原子力防災要員の派遣，原子力防災資機材の貸与

	原子力防災組織	原子力防災要員の	原子力防災資機材の貸与	備考
広報活動に関する事項	副原子力防災管理者	1名		
	広報班	2名		
	情報班	2名		
	放射線測定班	2名		
	災害防止班	2名		
環境放射線モニタリング，汚染検査，汚染除去に関する事項 (茨城県)	放射線測定班	2名	全面マスク用フィルタ（ダスト用）	20個
			全面マスク	5個
			半面マスク	5個
			GM型サーベイメータ	2台
			GM型汚染検査計	2台
			シンチレーション型α汚染検査計	1台
			ポケットアラームメータ	5個
			ポータブルダストサンブラ	1台
			皮膚除染キット	1式
			ろ紙	100枚
			活性炭ろ紙	20個
			安全ゴム長靴	5足
			タイベックスーツ	20着
			紙ウェアス	1袋
地方自治体災害対策本部における業務に関する事項 (茨城県及び大洗町)			虎ロープ	1巻
		各1名程度		
避難所等における広報業務に関する事項 (大洗町)	2～3名程度			
住民相談窓口の設置に関する事項 (大洗町)	2～3名程度			

*原子力防災要員が不足する場合には他の原子力事業所の原子力防災要員等の派遣を要請する。

原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

年 月 日	
内閣総理大臣、原子力規制委員会 殿	
届出者	
住所 _____	
氏名 _____ 印	
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)	
(担当者 所属 電話)	
別添のとおり、原子力事業者防災業務計画作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第 7 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。	
原子力事業所の名称及び場所	
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	年 月 日
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年 月 日	年 月 日
協議した都道府県知事及び市町村長	
予定される要旨の公表の方法	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2 協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

原子力防災要員現況届出書

年 月 日		
原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿		
届出者 住所 氏名 印		
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)		
(担当者 所属 電話)		
原子力防災組織の原子力防災要員の現況について、原子力災害対策特別措置 法第 8 条第 4 項の規定に基づき届け出ます。		
原子力事業所の名称及び場所		
業 務 の 種 別	防災要員の職制	その他の防災要員
情報の整理、関係者との連絡調整		名
原子力災害合同対策協議会における情報の交換等		名
広 報		名
放射線量の測定その他の状況の把握		名
原子力災害の発生又は拡大の防止		名
施設設備の整備・点検、応急の復旧		名
放射性物質による汚染の除去		名
医療に関する措置		名
原子力災害に関する資機材の調達及び輸送		名
原子力事業所内の警備等		名

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

(担当者 所属 電話)

原子力防災管理者（副原子力防災管理者）を選任・解任したので、原子力災害対策特別措置法第9条第5項の規定に基づき届け出ます。

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 複数の副原子力防災管理者を選任した場合にあっては、必要に応じて欄を追加するものとする。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

放射線測定設備現況届出書

年 月 日 内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿	
届出者 住所 _____ 氏名 _____ 印 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話)	
放射線測定設備の現況について、原子力災害対策特別措置法第 11 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。	
原子力事業所の名称及び場所	
原子力事業所内の放射線測定設備	設置数 _____ 式
	設置場所 _____
原子力事業所外の放射線測定設備	設置数 _____
	設置場所 _____
	検出される数値の把握方法 _____

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

備考 2 「原子力事業所外の放射線測定設備」の欄は、第 11 条第 1 号ただし書の規定により代えることとした放射線測定設備を記載するものとする。

備考 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

原子力防災資機材現況届出書

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長		年	月	日
届出者				
住所				
氏名				
印				
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)				
(担当者 所属 電話)				
原子力防災資機材の現況について、原子力災害対策特別措置法第 11 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。				
原子力事業所の名称及び場所				
放射線障害防護用器具	汚染防護服		組	
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク		個	
	フィルター付き防護マスク		個	
非常用通信機器	緊急時電話回線		回線	
	ファクシミリ		台	
	携帯電話等		台	
計測器等	固定式測定器		台	
	ガンマ線測定用サーベイメータ		台	
	中性子線測定用サーベイメータ		台	
	空間放射線積算線量計		個	
	表面汚染密度測定用サーベイメータ		台	
	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ	台	
		測定器	台	
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ	台	
		測定器	台	
個人用外部被ばく線量測定器		台		
その他資機材	ヨウ素剤		錠	
	担架		台	
	除染用具		式	
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両		台	
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備		式	
	その他	モニタリングカー	台	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

備考 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

特定事象発生通報

____年____月____日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

10 条 通 報

通報者名

連絡先

特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき
通報します。

原子力事業所の名称 及び場所		
特定事象の発生箇所		
特定事象の発生時刻		____時____分 (24時間表示)
発生 した 特 定 事 象 の 概 要	特定事象の種類	敷地境界放射線量上昇・放射性物質通常経路放出・ 火災爆発等による放射性物質放出・原子炉外臨界・事業所外運搬 放射線量異常・事業所外運搬事故・その他
	想定される原因	故障, 誤操作, 漏えい, 火災, 爆発, 地震, 調査中, その他 (____)
	検出された放射 線量の状況、検 出された放射性 物質の状況又は 主な施設・設備 の状況等	排気モニタの指示値 変化無し, 変化有り (____cps→____cps) モニタリングポストの指示値 変化無し 変化有り(最大値: ____μGy/h→____μGy/h, No. ____) その他 _____ _____ _____
その他特定事象の把握に参考となる情報		_____ _____

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

注) 1 μGy/h = 1 μSv/h と換算する。

異常事態連絡様式 (第 2 報以降)

(事業所内事象)

※各項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

____年 ____月 ____日 (第 ____報) 内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿 通報者名 _____ 連絡先 (原子力防災管理者) _____ 特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づく通報以後の情報を 通報します。		
原子力事業所の名称及び 場所	名称 : _____ (事業区分 : _____) 場所 : _____	
特定事象の発生箇所	_____ 施設	
特定事象の発生時刻	____年 ____月 ____日 ____時 ____分 (24 時間表示)	
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	_____ 原子力緊急事態に該当 (☐ する、 ☐ しない)
	想定される原因	☐ 特定 _____ ☐ 調査中
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状況等	別紙を参照
その他特定事象の把握に参考となる情報	被ばく者の状況及び汚染拡大の有無 (確認時刻 ____時 ____分)	被ばく者の状況 ☐ 無 ☐ 有 : 被ばく者 ____名 要救助者 ____名 汚染拡大の有無 ☐ 無 ☐ 有 : _____
	気象情報 (確認時刻 ____時 ____分)	・天候 : _____ ・風向 : 方位 ・風速 : m/s ・大気安定度 : _____
	周辺環境への影響	☐ 無 ☐ 有
	応急措置	

【施設の運転に関するパラメータ】

1. 特定事象発生時の運転状況

特定事象発生時の工程	工程 設備
放射性物質の放出の有無	☐ 有、 ☐ 無
放射性物質の放出状況	
排気筒放出口	☐ 放出、 ☐ 停止
放出口以外(放出場所名)	放出場所名： (地上高 m) ☐ 放出、 ☐ 停止

2. 特定事象の発生施設の状態

項 目	確認時刻 (日 時 分)
その他の状況 ・ 臨界 ・ 火災 ・ 爆発 ・ 漏えい	
特記事項	

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

【放射性物質及び放射線に関するデータ】

1. 放射性物質の状況

項 目	評価時刻 (日 時 分)
評価時刻での放出量 (放出率) 希ガス (Bq/h) ヨウ素 (Bq/h) 全 α (Bq/h) 全 β (Bq/h) 総 量 (Bq/h)	
評価時刻での放出量 (濃度) 希ガス (Bq/cm ³) ヨウ素 (Bq/cm ³) 全 α (Bq/cm ³) 全 β (Bq/cm ³) 総 量 (Bq/cm ³)	
評価時刻までの放出量 希ガス (B q) ヨウ素 (B q) 全 α (B q) 全 β (B q) 総 量 (B q) 放出継続時間 (h) 放出開始時刻	
評価時刻以後の放出 (予測) 放出推定量 希ガス (B q) ヨウ素 (B q) 総 量 (B q) 放出継続推定時間 (h)	

2. 予測線量

種 類	評価時刻 (日 時 分)			
	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分
全身の外部被ばくによる予測線量の最大地点	方位 km mSv	方位 km mSv	方位 km mSv	方位 km mSv
甲状腺の予測線量の最大地点	方位 km mSv	方位 km mSv	方位 km mSv	方位 km mSv

(施設側での計算値)

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

※データについては、およその値 (推定値を含む) を記載することでも可とする。

3. 放射線モニタリングの状況

注1) 必要な情報を順次追加記入し、空欄がなくなった場合には新しい用紙に記入するものとする。

注2) 場所がわかる資料も添付することとする。

項 目	評価時刻	
排気筒モニタ	時 分	排気筒名 : _____ : cps
排気筒以外の放出現所		

固定式モニタリング設備地点					
γ 線空間線量率	設備地点名				
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h

可動地点					
γ 線空間線量率	設備地点名				
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
中性子線空間線量率	設備地点名				
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
ヨウ素濃度	設備地点名				
	時 分	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³
	時 分	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³
	時 分	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³
	時 分	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³
	時 分	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³
その他測定項目	設備地点名				
項目	時 分				
	時 分				
	時 分				
	時 分				
	時 分				

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

※データについては、およその値（推定値を含む）を記載することでも可とする。

異常事態連絡様式 (第 2 報以降)

(事業所外運搬)

※各項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

____年 ____月 ____日 (第 ____報) 内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿 通報者名 _____ 連絡先 (原子力防災管理者) _____ 特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づく通報以後の情報を 通報します。		
原子力事業所の名称及び場所		名称 : _____ (事業区分 : _____) 場所 : _____
特定事象の発生箇所		
特定事象の発生時刻		年 月 日 時 分 (24 時間表示)
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	_____ 原子力緊急事態に該当 (□する、 □しない)
	想定される原因	☐ 特定 _____ ☐ 調査中
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状況等	別紙を参照
その他特定事象の把握に参考となる情報	被ばく者の状況及び汚染拡大の有無 (確認時刻 時 分)	被ばく者の状況 ☐ 無 ☐ 有 : 被ばく者 _____ 名 要救助者 _____ 名 汚染拡大の有無 ☐ 無 ☐ 有 : _____
	気象情報 (確認時刻 時 分)	
	周辺環境への影響	☐ 無 ☐ 有 : _____
	応急措置	

【輸送容器に関するパラメータ】

1. 輸送容器の状態

項 目	確認時刻 (日 時 分)
・火災 ・爆発 ・漏えい	
特記事項	

2. 放射性物質又は放射線の放出状況

項 目	確認時刻 (日 時 分)
放射性物質	
放射線	

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項の基準に達したときの報告様式

		____年____月____日
内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿		
第 15 条 報 告		通報者名 _____
		連絡先 _____ (代表)
原子力災害対策特別措置法第 15 条に規定する異常な水準の放射線量の検出又は、原子力緊急事態の発生を示す事象が発生しましたので、以下のとおり報告します。		
原子力事業所の場所及び名称		
特定事象の発生箇所		
特定事象の発生時刻		____時____分 (24 時間表示)
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	敷地境界放射線量上昇・放射性物質通常経路放出・火災爆発等による放射性物質放出・原子炉外臨界・事業所外運搬放射線量異常・事業所外運搬事故・その他
	想定される原因	故障, 誤操作, 漏えい, 火災, 爆発, 地震, 調査中, その他 (_____)
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備等の状態等	排気モニタの指示値 変化無し, 変化有り (_____cps→_____cps) モニタリングポストの指示値 変化無し 変化有り (最大値: _____μGy/h→_____μGy/h, No. _____) その他 _____ _____ _____
その他特定事象の把握に参考となる情報		_____ _____ _____

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

注) 1 μGy/h = 1 μSv/h と換算する。

平成 年 日

原子力防災管理者・副原子力防災管理者一覧

原子力事業所の名称及び場所		日本核燃料開発株式会社 茨城県東茨城郡大洗町成田町 2163 番地
正	氏 名	
	選任年月日	
	職務上の地位	
副*	1. 氏 名	
	選任年月日	
	職務上の地位	
	2. 氏 名	
	選任年月日	
	職務上の地位	
	3. 氏 名	
	選任年月日	
	職務上の地位	
	4. 氏 名	
	選任年月日	
	職務上の地位	
	5. 氏 名	
	選任年月日	
	職務上の地位	
	6. 氏 名	
	選任年月日	
	職務上の地位	
	7. 氏 名	
	選任年月日	
	職務上の地位	
	8. 氏 名	
	選任年月日	
	職務上の地位	
9. 氏 名		
選任年月日		
職務上の地位		

* 原子力防災管理者不在時の代行順位を数字で示す。

防災訓練実施結果報告書

年 月 日 原子力規制委員会 殿 報告者 住所 _____ 氏名 _____ 印 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) _____ (担当者 所属 電話) 防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第 1 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき報告します。	
原子力事業所の名称及び場所	
防災訓練実施年月日	年 月 日
防災訓練のために想定した原子力災害の概要	
防災訓練の項目	
防災訓練の内容	
防災訓練の結果の概要	
今後の原子力災害対策に向けた改善点	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。